

## 目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 1
  - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
  - ・選挙管理委員会
  
- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 17
  - ・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
  - ・大和庁舎(市民サービス課)
  - ・三橋庁舎(市民サービス課)
  
- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 37
  - ・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)
  - ・水道課
  
- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 58
  - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
  - ・小・中学校
  
- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 80
  - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)
  
- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 104
  - ・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
  - ・農業委員会
  
- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 126
  - ・消防本部
  - ・教育部(生涯学習課)

## 柳川市監査委員告示第1号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

30柳人秘第1576号  
平成30年12月20日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(総務部人事秘書課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年11月30日付け、30柳監査第133号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員の旅費について、支給額を誤っているものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 旅費支出事務において、担当者の確認が不足して誤りに気付かず、その後の決裁ラインの職員も誤りに気付かず決裁を行い、そのまま支給していたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 10月に追加支給及び戻し入れにより正当な額の処理をしました。
3 再発防止策の内容 今後は、担当者の計算ミスがないよう十分にチェックを行い、決裁ラインの職員もミスに対してチェックが効くよう気を引き締めて事務処理にあたります。

30柳総務第2636号  
平成30年12月28日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(総務部総務課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年11月30日付け、30柳監査第133号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部総務課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 柳川市防犯灯設置補助金について、誤った金額で交付決定し支払いをしているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 請求書記載の金額を「新設」「取替」に分ける際、合計欄の業者による値引きに気づかずに支払いしたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 該当行政区に過払い金を返還依頼し、返還を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、確認の徹底を図ります。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 柳川市交通安全協会の下記の分会への補助金の交付決定にあたり、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行なわれていない。 ・柳川市交通安全協会東宮永分会 ・柳川市交通安全協会蒲池分会
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 部長決裁後、会計処理の前に確認を失念していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、事後処理となりましたが、財政課の合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁・合議完了確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ウ 柳川市交通安全協会分会補助金について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 請求書については、補助金交付決定後に受領すべきだが、補助金申請時に同時受領する様事務を簡略化していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p>

<p>今年度の補助金交付は完了しているため。 次年度より請求書は補助金交付決定後に受領する。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>次年度より請求書は補助金交付決定後に受領する様、確認の徹底を図ります。</p>
---

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
エ 文書保存用箱の購入に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>総務部長決裁後、会計課の確認を受けるのを失念し、課のキャビネットに保管してしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>指摘後、事後処理となりましたが、会計管理者の確認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>保管する際に決裁が済んでいるかの確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) その他</b>
ア 柳川市個人情報保護審査会に係る起案文書に決裁権者の押印のないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>審査会は、年に数回しか開催されず、起案文書作成後、次の審査会で決裁権者より押印してもらおうが、定期監査前には審査会が開催されていなかったため押印されていなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』</p> <p>定期監査以降、審査会は開催されておらず、決裁権者（会長）から押印がもらえてない状況である。直近の審査会（2月開催予定）で押印してもらおう。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>会長が弁護士であり、事務所が久留米にあるため、以前から決裁権者（会長）と連絡を取り了承を得て起案、執行をしている。</p> <p>今後は、早急に決裁権者より押印してもらおうよう事務改善を図る。</p>

30柳企画第559号  
平成30年12月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(総務部企画課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年11月30日付け、30柳監査第133号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部企画課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 広報やながわ7月15日広告料の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 所属課の押印は終わっているが、会計管理者へ通知が終わっていないことに気づかず保管していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 遅くなりましたが、会計管理者へ通知を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定決議書を保管する前に、全ての決裁が終了しているか確認するよう徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 旅行命令書に命令印の押印のないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 旅行命令書へ所属の押印は終わっているが、旅行命令権者による命令印の押印が終わっていないことに気づかず保管を行っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、旅行命令権者から命令印の押印を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令書が戻ってきた際に、決裁漏れがないかチェックし保管するよう徹底します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 柳川市公式ウェブサイトWebサーバクラウドサービス委託について、契約締結の起案が未決裁であるにもかかわらず、契約締結されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約締結に係る決裁が終わっているかをよく確認せず、事務処理を進めていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、契約締結の起案について追認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

起案文書が戻ってきた際に、決裁が全て終了しているか確認を徹底します。

**指摘事項 (3) 契約事務**

イ コミュニティバスオープンデータ作成にかかる契約の予定価格調書に、予定価格設定権者の押印がない。

**措置等の内容**

1 原因

契約締結の決裁は終わっていましたが、予定価格設定権者による予定価格調書への押印がされていないことに気づかず事務処理を進めていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後になりましたが、予定価格設定権者から予定価格調書への押印を受けました。

3 再発防止策の内容

契約締結の決裁を行う際に、契約に係る文書の内容に不備がないか担当者及び係での確認を徹底することとします。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ウ 高速ページプリンタ有寿命部品交換業務委託（平成29年度分）について、下記の事項が誤っている。

- ・業務完了届の契約締結年月日
- ・業務完了認定通知書の契約締結年月日及び履行期間の開始日
- ・引渡書の契約締結年月日

**措置等の内容**

1 原因

記載内容の確認が不足していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

契約業者と協議を行い、誤表記箇所について訂正を行いました。

3 再発防止策の内容

決裁時に契約書のコピー等を添付し、記載内容を確認します。

30柳財第918号  
平成30年12月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(総務部財政課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年11月30日付け、30柳監査第133号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部財政課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 平成 30 年 8 月 31 日に支払いを受けた建物総合損害共済基金分担金は、建物共済の解約金であるため、支出の戻入として処理すべきであったが、収入として処理されている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 上記分担金については、口座に入金があったため歳入と捉え、雑入として収入処理をしていたため。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 建物総合損害共済基金分担金について、支出の戻入として処理し直した。
3 再発防止策の内容 内容の確認を複数人で行う。

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
イ 普通財産の貸付料の算定について、下記のものがある。 (1) 普通財産である土地の貸付料の算定に当たり、決裁を受けて、税務課の算定する固定資産評価額を貸付料の算定に用いる評価額としたにもかかわらず、うち1件について、それと異なる金額を基に貸付料が算定されている。 (2) 端数処理の方法等、算定の手順が統一されていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 (1) 当該土地については、従前から固定資産評価額によらずに貸付料を算定していたが、算定料を決定する起案において、その理由の記載ができていなかったため。 (2) 柳川市財務規則の規定ぶりにおいて、算定の手順が分かりづらいものとなっている。
2 措置内容の概要 措置の状況『(1)措置済、(2)措置予定』 (1) 貸付料を決定する起案に理由を補記した。 (2) 算定の手順が明確になるよう、柳川市財務規則の改正を含めて見直しを検討する。
3 再発防止策の内容 (1) 起案に際し、貸付料の算定経過が明らかになるように作成する。 (2) 例規の内容についても、不断の改善を心がける。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 柳川庁舎ひかり電話料 (3/1~31) に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受

けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 伝票が会計課から返還された際、確認を怠ったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 確認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 最終確認を行う。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
イ 市有地で不審火が発生した際の隣接水田耕作者へのお詫び訪問における手土産代が報償費から支出されているが、報償費は役務の提供等により受けた利益に対する代償を支出するものであるため、適切な予算科目から支出されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 手土産代の支出科目について、交際費からの支出も検討したが、交際費は人事秘書課にしか予算措置されておらず、流用禁止科目でもあるため、会計課と協議の上、財政課の報償費から支出していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに支出済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 人事秘書課と協議し、お詫び訪問における手土産代のように交際費として支出すべき案件については、人事秘書課の交際費から支出することとして整理を行った。今後は、人事秘書課の交際費から支出することとする。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 課長決裁となる物品購入伺兼依頼書について、支出負担行為に係る決裁であるため事務決裁規程第6条第2項により代決できないが、係長により代決されているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 柳川市事務決裁規程第6条第1項の規定により代決できるものと即断し、同条第2項の規定を見落としていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、物品購入伺兼依頼書について、課長決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 代決できる内容か、事前によく確認する。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
イ 予定価格が3万円を超える消耗品の購入に当たり、契約締結伺書が作成されていないものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約締結伺書の作成を失念していたため。 2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 平成29年度分のため。 3 再発防止策の内容 確認を複数人で行う。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ウ 下記の契約に係る予定価格の設定が行われていない。また、(2)及び(3)については、見積書が徴取されていない。 (1) 公会計財務書類作成支援業務委託契約 (2) 企画課設置複合機の賃貸借契約 (3) 総務課設置コピー機の賃貸借契約
<b>措置等の内容</b>
1 原因 予定価格の設定については、設定を失念したまま契約業務を進めてしまったため。 見積書については、徴取を失念していたため。 2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約済みのため。 3 再発防止策の内容 予定価格については、準備すべき契約書類を再度確認し、設定漏れが無いようにする。 見積書については、徴取・保管を徹底し、契約前に確認する。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
エ ふるさと納税包括支援業務委託に係る契約書において、柳川市を「委託者」、相手方を「受託者」としているが、同契約書第8条第2項で、柳川市を「甲」と表記している。(前年度指摘事項)
<b>措置等の内容</b>
1 原因 前年度の監査において指摘されたため、契約書の全般に渡って修正を行っていたが、1か所修正漏れがあったため。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

<p>変更契約締結時に修正した。</p> <p>3 再発防止策の内容 確認を複数人で行う。</p>
---

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務</b></p>
<p>オ 下記の契約に当たり受託者から提出された請書について、契約内容を明らかにする仕様書等の添付がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアス跡地内地下水位調査業務委託</li> <li>・ピアス跡地工場等電気室内絶縁油中P C B分析業務委託</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 契約手続の過程で仕様書の作成を行っていなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 平成29年度に終了している業務であるため</p> <p>3 再発防止策の内容 契約の締結に当たっては、所定の手続に従った事務処理を行う。</p>

30柳選管第458号  
平成30年11月6日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市選挙管理委員会委員長 山田 孝一

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



指摘事項
(契約事務) ア 下記の契約について、予定価格調書が封入された予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。 <ul style="list-style-type: none"><li>・投票箱購入</li><li>・投票所入場券印刷</li><li>・開票に係るテーブル及びイスのレンタル契約</li><li>・選挙公報用封筒購入</li><li>・最高裁判所裁判官国民審査氏名等の掲示場設置及び撤去</li></ul>
措置等の内容
1 原因 衆議院が急に解散して総選挙が行われることになり、非常に短期間での選挙準備となったため、事務処理が疎かになり未開封の状態のままとなっていた。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 未開封の予定価格表をすべて開封し、他の契約関係書類と整合性があることを確認した。
3 再発防止策の内容 契約締結事務について、適正な事務処理を行い、書類整理をしていれば今回のような問題は発生しなかったため、非常に短期間での契約事務に際しても、適正な事務処理と書類整理を徹底していく。

## 柳川市監査委員告示第4号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月1日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

30柳税務第1000号  
平成31年1月4日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(市民部税務課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年12月28日付け30柳監査第151号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部税務課

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ア 下記の契約書において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本請負契約書（市税等関係専用紙（納付書等））</li> <li>・印刷製本請負契約書（市税関係専用紙（通知書等））</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 支払遅延利息については、平成 29 年 4 月 1 日から 2.7%となっていました、確認しないまま従前から用いてきた利率を契約書に記載していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約済のため、来年度以降の契約からご指摘の点について反映させたいと思います。</p> <p>3 再発防止策の内容 課員に対し、年度開始当初に当該年度の支払遅延利息の確認を行うことの徹底を申し渡しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>イ カラープリンタの賃貸借契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結に当たっては、翌年度以降の予算の確保ができていないため、契約書に予算が減額又は削除された場合の契約解除条項を付記されたい。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 以前も同様の指摘を受けていました。担当者が契約解除条項の付記を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約済のため、来年度以降の契約からご指摘の点について反映させたいと思います。</p> <p>3 再発防止策の内容 課員に対し、長期継続契約の締結にあたっては、契約書に契約解除条項を必ず付記することの徹底を申し渡しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ウ 市県民税課税データ入力（パンチ）業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p>

## 措置等の内容

### 1 原因

担当者が契約決定の翌日から起算して7日以内に契約締結をしなければならないという契約事務規則の内容を十分に把握していませんでした。

### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

今後、契約事務に係る工程管理を徹底していきます。

### 3 再発防止策の内容

課員に対し、契約事務規則や財務規則に基づく運用の徹底を申し渡しました。

30柳市民第896号  
平成31年1月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(市民部市民課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年12月28日付け30柳監査第151号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部市民課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 中長期在留者住居地届出等事務委託費交付額決定通知書(変更分)は平成30年1月25日に收受されているが、これに係る調定決議書の起票日が同年3月20日と遅れている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 中長期在留者住居地届出等事務委託費交付額決定通知書(変更分)を平成30年1月25日に担当者が收受していましたが、経理担当への連絡がされていなかったため、調定変更手続きを行っていませんでした。3月23日に交付する旨の交付通知を3月13日に受け付けた時点で、調定変更が必要なことに気づき、20日変更手続きを行いました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 遅くなったが変更手続きは済んでいるため。
3 再発防止策の内容 今後、経理担当者への連絡漏れがないように、連携を密にします。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 平成30年2月7日の職員の自家用車使用による旅行について、旅費が支給されていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 旅行命令簿の確認漏れにより支給していませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 平成31年1月15日支払い済み
3 再発防止策の内容 旅行命令簿の確認を適正に行います。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア デジタルカラー複合機の賃貸借契約について、年間予定総額は10万円以上であり決裁区分は部長となるが、契約締結に係る起案文書が課長決裁とされている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 デジタルカラー複合機の契約内容が、月々の使用枚数による月払い契約で金額が不明確であったため、課長決裁で処理してしまいました。実際には基本価格のモノクロコピー分だけでも年間10万円を超えるため、部長決裁で処理すべきでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
すでに 30 年度契約を締結しており、月々の支払いも行っているため。
3 再発防止策の内容
今後は、契約金額による決裁区分に注意し、「柳川市事務決裁規程」に基づき適正に処理します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
イ 下記の契約締結に当たり予定価格の設定が行われていない。また、(3)～(5)については見積書も徴取されていない。
(1) 戸籍システム保守業務委託契約（契約期間平成30年4月1日～平成30年9月30日）
(2) 戸籍システム保守業務委託契約（契約期間平成30年10月1日～平成31年3月31日）
(3) 電動式回転保管庫（ファイルストッカー）の保守・点検業務委託契約
(4) 無料法律相談の委託契約
(5) 一体型・本人確認書類裏書印字システム保守・点検業務委託契約（マイナンバーカード用プリンター）
<b>措置等の内容</b>
1 原因
いずれも契約相手が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」若しくは、同項第 1 号の「その予定価格が定める額を超えないもの」に該当すると思われ、予算査定時には見積書を徴取していましたが、契約締結前の予定価格の設定や再度見積書を徴取する手続きを省いて契約してしまいました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
すでに 30 年度契約を締結しており、月々の支払いも行っているため。
3 再発防止策の内容
今後は、「柳川市契約事務規則」に基づき適正に処理します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ウ 複数年契約である柳川市戸籍システムバージョンアップ事業リース契約の変更契約の締結に当たり、総務部長との合議が行われていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因
契約金額に変更がなかったため、合議をしておりませんでした。しかし、複数年契約に係る変更のため総務部長との合議が必要でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
すでに、変更契約を締結しているため。
3 再発防止策の内容
今後は、「柳川市財務規則」に基づき適正に処理します。



30柳生環第1516号  
平成31年1月23日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(市民部生活環境課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年12月28日付け30柳監査第151号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 生ゴミ処理容器購入助成について、物品購入に伴い付与された購入店のポイントの全部分を控除せず助成金を算定し、実質的に要した補助対象経費以上の助成金が交付されているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 補助金交付申請書に添付されていた「レシート」の内容についての確認不足です。レシートの中段ほどに記載されていた「お買い上げポイント」だけを確認し、下段に記載されていた「今回特典ポイント」に気が付かなかったのが原因と思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 市の確認漏れであり、申請者の責任ではないので返還は求めません。ただし、今後このようなことがないように、課長以下、担当係内で確認を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 添付書類である「レシート」を複数の職員で隔々まで注意深くチェックすることをあらためて確認し、再発防止します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付にかかる支出負担行為書に会計管理者の確認を受けていないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 支出負担行為書を受け取った際の確認ミスです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者より決裁についての確認（押印）をいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 会計課からの伝票受領の際に、会計管理者等の押印についての確認を行い、再発を防止します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 第2次柳川市環境基本計画策定業務委託契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因

柳川市財務規則第4条第5号(別表第1)の規定に基づき、200万円以上の委託契約になるため、総務部長の合議が必要であったにもかかわらず見落としておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後になりましたが、総務部長より合議をしていただきました。

3 再発防止策の内容

合議の漏れが無い様に、財務事務規則の確認と課長以下での複数による再確認を行います。

30柳廃対第323号  
平成31年2月12日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(市民部廃棄物対策課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年12月28日付け30柳監査第151号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部廃棄物対策課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 部長決裁の調定決議書について、所管でない部長の押印がなされているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 担当課において錯誤に気付かず会計課へ送ったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 正当な決裁権者の印を押しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 会計課提出前に再確認するようにします。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 公用車を使用した旅行について、旅費雑費の支払いのないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 旅行者が旅行命令書に記載しなかったこと、また、旅行者と財務担当者との連絡が不十分であったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 過年度支出により支払をしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内において次のとおり注意喚起しました。</p> <p>① 旅行者は旅行命令書に記載をする、また旅行当事者は旅行予定を財務担当者に伝える。</p> <p>② 財務担当者は旅費支給時に職員に対し旅行の有無を確認する。</p> <p>③ 管理係長又は課長補佐は、定期的に旅行命令書と公用車運転日誌を照合する。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
イ クリーンセンター周辺地域環境整備交付金について、実績調査報告書が作成されているものの回議されていない。 また、提出年が誤記されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 回議がないのは、従来からの慣行によるものです。 また、提出年の誤記は作成者の不注意によるものです。</p>

2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 提出年を訂正し、回議しました。
3	再発防止策の内容 今後は、実績調査報告書は文書起案し、速やかに市長まで回議します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>	
ア	下記の契約について、予定価格調書を入れた封書が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。 ・柳川市指定ごみ収集袋の販売業務委託 ・柳川市クリーンセンターバグフィルター内部清掃業務（1,2号）委託
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 予定価格調書の内容は明らかとの思い込みがあったためです。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ながら、封書を開封し、見積金額と照合確認しました。
3	再発防止策の内容 契約締結に係る起案文書には、予定価格調書を添付します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>	
イ	廃蛍光管の処分業務委託契約について、予定価格を超える金額で契約締結している。
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 従来、廃蛍光管処分実施と廃乾電池処分実施の起案は同一の文書で行っていたために、予定価格調書に金額を記入する際、廃乾電池処分の予定価格と取り違えて記入したためです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約締結が終了しているためです。
3	再発防止策の内容 廃蛍光管処分実施に係る起案と廃乾電池処分実施に係る起案とは分離します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>	
ウ	予定価格調書について、下記のものがある。 ・日付の記入がない。 ・設定権者の押印がない。 ・設定権者以外の押印がなされ、かつそれが訂正されている。 ・予定価格や日付の上部に鉛筆で記入されている。 ・予定価格調書の封入された封筒に、設定権者以外の押印がなされ、かつ消されている。

<b>措置等の内容</b>	
1	原因 「日付の記入がない」及び「設定権者の押印がない」のは、記入者の不注意によるものです。 「設定権者以外の押印がなされ、かつそれが訂正されている」及び「予定価格調書の封入された封筒に、設定権者以外の押印がなされ、かつ消されている」のは、記入者において、そのように訂正しても差し支え無いとの思い込みがあったためです。 「予定価格や日付の上部に鉛筆で記入されている。」のは、記入者において、書き損じの無いよう下書きしていたものを消し忘れていたためです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約締結が終了しているためです。
3	再発防止策の内容 予定価格調書記入の際には細心の注意を払います。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>	
エ	見積書の日付が、入札（見積）状況調書の入札（見積徴取）年月日より後になっているものがある。 ・柳川市指定ごみ収集袋販売業務委託 ・柳川市一般廃棄物（樹木・草）処分業務委託 ・柳川市一般廃棄物（犬・猫の死体）収集運搬業務委託 ・柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 入札（見積）状況調書作成の際、担当者の記載間違いです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約締結が終了しているためです。
3	再発防止策の内容 課内において次のとおり注意喚起しました。 ① 余裕を持って文書作成する。 ② 決裁時十分チェックする。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>	
オ	柳川市クリーンセンターガス冷却室清掃業務委託契約書について、貼付されている収入印紙の額が不足している。
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 従来からの慣行による金額の印紙を貼付していました。

2	措置内容の概要	措置の状況『措置済』
	不足の収入印紙を貼付しました。	
3	再発防止策の内容	
	国税庁の発行するパンフレット等により収入印紙について知識を深めます。	

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>		
カ	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の受託業者選考委員会開催の起案文書について、決裁印の押印がない。	
<b>措置等の内容</b>		
1	原因	
	従来、開催通知は委員長決裁とし、委員会開催時に委員長より印を押してもらっていましたが、昨年度は失念しておりました。	
2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』
	昨年度の委員会は終了しているためです。	
3	再発防止策の内容	
	事前に委員長より決裁をもらいます。	



30柳大市第99号  
平成31年1月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(大和庁舎市民サービス課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年12月28日付け30柳監査第151号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

大和庁舎市民サービス課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 平成 29 年度飲料水自動販売機設置に係る行政財産使用料の調定決議書について、起票の時期が遅れている。また納入通知書の納入期限が誤っている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 調定の時期の誤りは、使用面積に係る使用料と光熱費に係る使用料を分離して起票しなかったことによるものです。納入通知書の納入期限の誤りは、財務規則第 28 条の確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、使用料の納付について相手方と協議し、調定決議書を起票するとともに、財務規則の規定に基づく納入期限で納入通知書を交付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定は財務規則第 25 条の規定に基づき、適切な時期に行うよう課内に周知徹底しました。納入期限については財務規則第 28 条の規定を確認してから収入事務を行うよう意思統一を図りました。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 公用車を使用した旅行について、旅行命令書により命令権者の命令を受けていないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 旅費雑費支給地域の確認等を怠っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、旅行命令書に記載し、決裁を受け、旅費の支出事務を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 あらためて旅費定額表の回覧を行い、旅行前には命令権者の決裁を受けるよう課内に周知徹底を図りました。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 下記の契約について、契約締結に係る起案文書に業者選定にあたり1者見積りとした理由の記載がない。 ・ 家用電気工作物の保安全管理業務委託

<ul style="list-style-type: none"> <li>・西鉄中島駅下駐輪場内整理整頓</li> <li>・プロパンガス単価契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>西鉄中島駅下駐輪場内整理整頓及びプロパンガス単価契約は、随意契約に付する理由の根拠法令適用の誤りや一者見積もりとする理由についての記載の不備等によるものです。自家用電気工作物の保安管理業務委託については、安易に過年度と同様の事務処理を行い、契約事務規則等の確認を怠っていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>契約が成立しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務は、その都度、関係法令を再確認するとともに、決裁の各段階で多重チェックを行います。</p>

<b>指摘事項 (4) その他</b>
<p>ア 携帯電話用無線通信基地局の設備に係る行政財産使用面積の変更について、財務規則第135条に規定する総務部長の合議が行なわれていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>使用面積変更について起案する際、財務規則の確認を怠り、合議漏れが生じたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>指摘後、合議を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>行政財産に関する事務は財務規則及び行政財産使用料条例等の規定と照らし合わせながら課員相互に確認するとともに、決裁の各段階でも多重チェックを行います。</p>

30柳三市第176号  
平成31年1月10日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(三橋庁舎市民サービス課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年12月28日付け30柳監査第151号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

三橋庁舎市民サービス課

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 三橋庁舎空調機器等年間保守点検業務委託料について、契約書中相手方を「受注者」としているにもかかわらず、第6条及び契約の相手方欄では「受託者」としている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約時のチェックが疎かになっていたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 双方押印のうえ契約締結済みのため、指摘事項については、次年度以降の契約に反映しません。
3 再発防止策の内容 契約書様式の修正を行うとともに、次年度以降の契約時のチェック体制を確実なものにします。

## 柳川市監査委員告示第5号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課）、水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月29日

柳川市監査委員 中村 秀 樹  
柳川市監査委員 三小田 一 美

30柳建設第1159号  
平成31年2月14日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(建設部建設課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年1月31日付け30柳監査第174号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部建設課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 現金領収書に金額の記入のないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 現金領収書の発行の際に金額の記入を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 元符には記載済</p> <p>3 再発防止策の内容 金額、日付等の記入漏れに十分注意して作成し、作成後複数でのチェックをいたします。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 職員の宿泊を要する旅行命令は副市長決裁となるが、部長決裁とされているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 他団体からの旅費支給のため、決裁権者の認識を誤っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、副市長決裁を受けています。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、決裁時のチェックを強化します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 職員が店舗で物品を購入し庁舎内へ持ち込む場合、財政課から示された確認課において納品確認を行うこととなるが、原課職員により行われているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 建設課では、庁内で使用する物品購入については、庶務担当係が一括して事務処理を行なっているところではありますが、対象の物品については、緊急に購入する必要があったため担当以外の職員が事務処理を行い庁外で利用する物品と同様の事務処理を行なったことが原因であります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該物品は、既に使用しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>



物品購入における事務処理については、庶務担当者が一括して行なうよう徹底します。  
また、課内職員に対して平成 22 年 9 月 1 日付けで周知された『物品購入事務の見直しについて』の文書を再度周知し、今後このようなことが無いよう事務を行なってまいります。

**指摘事項 (3) 契約事務**

イ 市営吉富団地浄化槽流量調整ポンプ取替工事に係る工事完成認定通知書に、請負代金額が誤記されている。

**措置等の内容**

- 1 原因  
前回の工事完成認定通知書データに基づき作成した時に請負代金の変更を誤っておりました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』  
工事完成認定通知書を訂正し、差し替えました。
- 3 再発防止策の内容  
工事完成認定通知書を作成する時は、金額、日付等に十分注意し作成し決裁時のチェックを強化します。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ウ 広幅デジタルモノクロ複合機賃貸借契約及びパフォーマンス契約に係る予定価格は部長により設定されているが、設定された予定価格（月額）により算出した契約期間中の総額が部長の専決範囲を超えている。

**措置等の内容**

- 1 原因  
専決区分について、長期契約の場合は、年間契約額でなく契約期間中の総額で判断すべきであることを失念していました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』  
すでに契約締結済みのため、次回の契約から指摘の点について遺漏のないように行います。
- 3 再発防止策の内容  
事務決裁規程を確認し、長期契約の場合は、年間契約額でなく契約期間中の総額の契約総額の区分により決裁を受けるよう周知徹底を図ります。

**指摘事項 (3) 契約事務**

エ 後退道路用地に係る分筆測量業務委託契約について、部長決裁により単価契約が締結されているが、この契約に基づき支出された委託料は、監査日現在、既に部長の専決範囲を超えている。また、200 万円以上の委託契約であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する

総務部長との合議が行われていない。

#### 措置等の内容

##### 1 原因

専決区分及び財務規則第4条の規定について、委託料の年間予定総額で判断すべきであることを失念していました。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約締結済みのため、来年度以降の契約から指摘の点について遺漏のないように行います。

##### 3 再発防止策の内容

事務決裁規程及び財務規則の規定を再度確認し、委託料の年間予定総額の区分により決裁を受けるよう周知徹底を図ります。

#### 指摘事項 (3) 契約事務

オ 需用費修繕料から費用が支出された市営団地の修繕工事請負契約及び道路の除草又は補修業務の委託契約に係る契約保証金について、契約金額が30万円を超えているにもかかわらず契約事務規則第29条第7号による免除とされているものがあるが、契約金額が30万円を超えるものについては、同号を適用して契約保証金を免除することはできない。

#### 措置等の内容

##### 1 原因

契約事務規則の免除規定の確認が不十分でありました。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

修繕及び委託業務が完了しているため。

##### 3 再発防止策の内容

今後、契約事務規則の免除規定を十分確認し、該当規定を適用します。また、決裁時のチェックを強化します。

#### 指摘事項 (3) 契約事務

カ 三橋中学校前街路樹剪定業務委託に係る契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

#### 措置等の内容

##### 1 原因

当該剪定業務については3箇所を3年サイクルで剪定しており、前回剪定業務を行なった3年前の契約書を上書き修正する形で契約書を作成しましたが、該当箇所である支払遅延利息の率について修正せずに作成していました。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

双方合意の上で、既に契約済みであり、委託が完了しているため。

### 3 再発防止策の内容

契約約款については、遅延利息を含め、元データの更新を行なうものを限定し通知後直ちに更新を行いデータ名に更新日を記載し保管を行い、上書き修正せずに各契約毎に随時このデータを使用するよう徹底します。

また、契約伺い時に確認の徹底を行ないます。

### 指摘事項 (3) 契約事務

キ 中島遊歩道除草業務委託契約について、変更契約が締結されているが、受託者から提出された業務完了届及び引渡書、市が作成した業務完了検査調書及び業務完了認定通知書に、変更前の請負代金額が記載されている。

また、変更契約に伴う支出負担行為額の変更が行われていない。

### 措置等の内容

#### 1 原因

当該業務については、最終出来高により減工となった為、変更契約を交わしておりましたが、契約図書を事跡と別に保管していた為、支出負担行為の変更が遅れ、当初契約金額のまま業務完了届けが提出され、それ以後の検査調書及び完了認定通知書も同様に当初契約額で処理を行なっておりました。

また、当該業務においては、毎月の出来高を確認し支払いを行なっている為、全体的な完了確認を怠っていたことも原因です。

#### 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

ご指摘後、負担行為の減額変更を行ないました。

また、業務完了届出については、訂正の上、再提出していただきました。

これに伴い、業務完了検査調書の訂正を行ない、業務完了認定通知書を再度作成し、差し替えを行いました。

#### 3 再発防止策の内容

業務執行に当たっては、業務毎に事務処理毎の段階確認を行う為の管理台帳を作成し遺漏が無いよう確認し、契約関係図書についても内容確認を徹底します。

30柳都計第874号  
平成31年2月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(建設部都市計画課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年1月31日付け30柳監査第174号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>	
ア 屋外広告物許可申請手数料について、算定を誤っているものがある。	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	許可決裁時に確認を怠り、照明を伴うものに10割加算していませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	すでに手数料が納付されており、追加請求は困難であるため。 次回更新時より正しい手数料を算出し、納付していただきます。
3 再発防止策の内容	手数料算出の確認体制を強化します。

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>	
イ 屋外広告物許可について、柳川市手数料条例第5条第1項第5号を根拠に手数料を免除しているものが、課長により決裁されている。	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	柳川市手数料条例第5条第1項第5号により手数料を免除する場合には市長決裁とすべきものを、課長決裁としておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	すでに許可書を交付しており許可の取り消しができないため不措置です。 今後、免除すべき申請がなされた場合は、市長決裁を受けます。
3 再発防止策の内容	確認体制を強化します。

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>	
ウ 区画整理地内の換地処分により確定した徴収精算金のうち分割納付申請が許可されたものについて、当初確定した金額による調定決議書が起票されていない。	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	当初確定した日付にて当初の確定金額にて調定をおこなうべきところを、分納額にて調定をおこなっており、当初の確定額での調定が必要であるとの認識がありませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	

対象者分については、当初の確定日及び確定額にて調定決議書を、分納に伴う利子分についても調定変更書をそれぞれ起票し、決裁を受けました。

3 再発防止策の内容

課内において、確認の周知と徹底を行います。

**指摘事項 (2) 支出事務**

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

**措置等の内容**

1 原因

課員の旅行命令書に関する認識不足と、確認不足によるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

未記載分を旅行命令書に記載し、決裁を受けました。

3 再発防止策の内容

認識強化と確認強化を徹底します。

**指摘事項 (2) 支出事務**

イ 自家用車使用の旅行について、特別承認事項として自家用車使用の旨を記入しているが、これに係る承認印の押印がないものがある。

**措置等の内容**

1 原因

課員の旅行命令書に関する認識不足と、確認不足によるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後ではありますが、命令権者より承認印を頂きました。

3 再発防止策の内容

認識強化と確認強化を徹底します。

**指摘事項 (2) 支出事務**

ウ 職員の宿泊を要する旅行命令は副市長決裁となるが、部長決裁とされているものがある。

**措置等の内容**

1 原因

課員の旅行命令に関する認識不足と、確認不足によるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後ではありますが、副市長の決裁を受けました。

3 再発防止策の内容

認識強化と確認強化を徹底します。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ア 公園管理業務委託契約について、契約書の委託物件の表示中位置を誤記しているものがある。

**措置等の内容**

- 1 原因  
契約書作成の際に確認を怠り、契約締結の際にも発注者及び受託者双方の確認不足によるものです。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』  
既に契約しておりますので、契約書の該当箇所を訂正し発注者及び受託者双方の押印で対応します。
- 3 再発防止策の内容  
契約の際は、双方で細部にわたり誤記がないよう確認し再発防止に努めます。

**指摘事項 (3) 契約事務**

イ 「景観のすすめ」、「景観の作法帖」印刷製本契約書に定める支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

**措置等の内容**

- 1 原因  
契約書作成時に遅延利息を確認せず、以前の率で作成しておりました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』  
指摘の請負契約については、支払遅延はなく請負代金の支払が完了しているため不措置です。
- 3 再発防止策の内容  
契約書を作成する際には、使用する契約書の作成年度及び遅延利息を確認のうえ作成します。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ウ 契約金額が200万円以上の変更委託契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。

**措置等の内容**

- 1 原因  
総務部長の合議が必要である認識はありましたが、変更契約起案の際、確認を怠った為、合議漏れが生じたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
事後ではありますが、総務部長による合議を行ないました。
3 再発防止策の内容
起案の際は、その都度決裁規程を確認し再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
エ 下記の契約締結は、契約金額が10万円を超えているため部長決裁であるが、課長決裁とされている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度柳川駅東口駐車場運営管理に関する業務委託契約</li> <li>・新外町緑地広場樹木剪定業務委託</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
1 原因
起案の際、決裁規程の確認を怠ったため生じたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
事後ではありますが、部長より決裁を受けました。
3 再発防止策の内容
起案の際、その都度決裁規程の確認を行い再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
オ 契約締結伺書の検査員及び検査に係る決裁欄への押印のないものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因
検査はおこないましたが、決裁欄への押印を忘れ、決裁後も確認を怠ったからです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
事後ではありますが、決裁欄に押印を受けました。
3 再発防止策の内容
確認を徹底し、再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (4) 財産管理事務</b>
ア 西鉄柳川駅自由通路線に係る行政財産使用許可について、財務規則第 121 条第 3 項に規定する市長の決裁を受けていない。また、財務規則第 135 条第 3 号に規定する総務部長との合議が行なわれていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因
柳川市事務決裁規程第 4 条（副市長、部長及び課長の専決事項）別表第 2 20 都市計画課長の専決事項（5）に「市道西鉄柳川駅自由通路線広告等掲出用パネルの使用許可」と



あるため、課長決裁としております。

また、公告等掲出用パネル以外の使用許可など、目的外の申請時のみ財務規則 135 条第 3 号に規程する総務部長の合議を頂くようにしていますので、今回のケースでは、合議を頂いておりません。

30柳国調第1090号  
平成31年2月14日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子 健次  
(建設部国土調査課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年1月31日付け30柳監査第174号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部国土調査課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 用地に関する調査において、福岡県南筑後県土整備事務所大牟田支所へ打合せの必要があり、公用車を使用した。事前の旅行命令申請を怠っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 旅行命令の必要性を考え、その都度旅行命令の申請を受けるように指導した。本人との協議の上、未支給の旅費については、会計年度を過ぎていた為、支払処理はしません。</p> <p>3 再発防止策の内容 市の職員等の旅費に関する条例・施行規則による、旅行命令の必要性について、担当職員並びに課内にて、相互に理解を深めました。今後は公用車利用する際は、旅行命令について確認を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 柳川市矢加部・立石国土（地籍）調査業務委託契約について、契約金額は200万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約金額による総務部長との合議確認を怠っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則による、総務部長との合議について、担当職員並びに課内にて相互に理解を深め、決裁に係る確認を周知します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
イ 下記の業務委託契約について、契約事務規則第29条第1号の規定により契約保証金を免除としているが、提出されている履行保証保険証券に記載されている領収日及び証券作成日は、契約締結日の後日となっている。

- ・柳川市矢加部・立石国土（地籍）調査業務
- ・柳川市金納地内国土（地籍）調査業務

#### 措置等の内容

- 1 原因  
履行保証保険証券の領収日及び証券作成日を確認せずに、契約締結を行ったため。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』  
履行保証保険証券の日付訂正を行うことができないため。
- 3 再発防止策の内容  
契約事務規則による、契約保証金の減免について、職員並びに課内にて相互に理解を深め、決裁に係る確認を周知します。

30柳下水第508号  
平成31年2月18日

柳川市監査委員 中村秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次  
(建設部下水道課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年1月31日付け30柳監査第174号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部下水道課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 旅行命令書による申請が必要であることは認識していたが、実際には旅行命令書への記載を忘れていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅費支給の必要があったため、手続きを行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 市外へ旅行する場合は、係内及び上司等への連絡を行うとともに、旅行命令書による申請の確認を徹底し再発を防止します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 汚水幹線管渠内テレビカメラ調査業務委託契約について、柳川市契約事務規則第29条第1号の規定により契約保証金を免除されているが、提出されている入札・履行保証保険証券に記載されている契約日及び証券作成日は、契約締結日の決裁日より前の日付となっている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 緊急を要する調査箇所が出現したため、随意契約を前提に業務を行った結果、乱雑な取り扱いとなり、書面に齟齬が生じたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 再発防止に向けて職員への周知を行いました。委託業務自体は既に引渡しまで完了しているため措置を行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 職員への事務の流れの確認を行うとともに、日付等記載ミスが発生しないよう、起案の際にチェックの印（レ等）の記載の徹底を行い、再発を防止します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
イ 需用費修繕料から費用支出された修繕工事の請負契約について、契約金額が30万円を超えているにもかかわらず、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除とされているも

のがあるが、契約金額が 30 万円を超えるものについては、同号を適用して契約保証金を免除することはできない。

#### 措置等の内容

##### 1 原因

修繕工事を建設工事として誤って取り扱ったため、建設工事と同様の契約補償金の減免を行ったものです。今回の指摘に関する案件は、契約の相手方の実績等から、契約事務規則第 29 条第 3 号として減免すべきでした。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

再発防止に向けて、職員への周知を行いました。委託業務自体は既に引渡しまで完了しているため措置を行っていません。

##### 3 再発防止策の内容

課員へ契約事務規則の周知を行うとともに、起案の際に関係書類の記載事項へのチェックの印を入れることを徹底し、契約案件の性質と適用すべき条項等の不整合を防止します。

30柳水道第1262号  
平成31年2月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市水道事業管理者 金子 健次

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年1月31日付け30柳監査第174号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>	
ア	旅行命令書に旅行期日を誤記して旅行命令を受けているものがある。
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 当初、誤記している旅行期日に出張する予定で、前日に旅行命令書に記載し、決裁を受けていたが、急遽、所用のため出張が別日となってしまったが旅行命令書を訂正することを失念したため。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後ではありますが、決裁権者の承認を受け、誤記している旅行期日の訂正を行っております。
3	再発防止策の内容 出張の申請を行った職員が旅行命令書に記載した期日に出張しているか、復命を行う際、再度、確認を行うとともに、改めて担当係長及び課長による確認を徹底することといたしました。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>	
ア	ア下記の契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢加部配水場、磯鳥水源地等運転管理業務委託契約</li> <li>・ 除草等業務委託契約</li> <li>・ 水質検査業務委託契約</li> <li>・ 矢加部配水場清掃業務委託契約</li> <li>・ 浄化槽維持管理業務委託契約（矢加部配水場）</li> <li>・ 浄化槽維持管理業務委託契約（六合配水場）</li> <li>・ 六合配水場保安警備業務委託契約</li> <li>・ 配水施設及び給水装置の修理に関する業務委託契約</li> <li>・ 自家用電気工作物保安管理業務委託契約</li> <li>・ デマンド監視装置運用業務委託契約</li> <li>・ 矢加部配水場等消防設備保守点検業務委託契約</li> <li>・ 水道料金システム用ハンディーターミナルシステム保守業務委託契約</li> <li>・ コピー機賃貸借契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>	
1	原因

<p>契約事務規則を失念し、例年に比べ見積徴収の時期を早めてしまったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 各種業務委託等契約の締結を行っているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で改めて、契約事務規則の確認を行っております。また、今後、見積徴収伺いの決裁の際、十分な確認を行い契約締結までの事務処理を進めます。</p>
--

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p>
<p>イ 矢加部配水場外次垂注入設備保守点検業務委託について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約とされているが、予定価格が同号に定める額を超えているため、同号を適用して随意契約とすることはできない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 契約事務規則の認識不足と決裁時における確認が不十分であったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 業務委託契約の締結を行っているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則を課内職員で再確認し、今後このような事がないよう、適正な事務処理の徹底に努めるとともに、決裁時の確認を十分行うよう注意します。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p>
<p>ウ 矢加部配水場地下タンク気密漏洩検査業務委託にかかる予定価格調書が、見積徴収日より後の日付で作成されている。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 誤った日付を記載し、確認不足のまま事務処理を行ったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 業務委託契約の締結を行っているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内職員で共通理解をしたうえで、根拠法令等を遵守し今後このような事がないよう、適正な事務処理の徹底に努めるとともに、決裁時の確認を十分行うよう注意します。</p>

## 柳川市監査委員告示第7号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成31年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、ニッ河小学校、中山小学校）、中学校（蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年4月1日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

30柳教学第5056号  
平成31年3月20日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(教育部 学校教育課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年2月28日付け30柳監査第193号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 太陽光発電余剰電力供給金の調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は、財務規則第 25 条の規定により適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 太陽光発電余剰電力供給金の調定決議書を起票する際に、本来、起票日を電力会社から送付された明細書の発行日とすべきところを、確認不足により決議書を作成した日を起票日としてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に収入済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定決議書を作成する際は、電力会社から送付された明細書の発行日をきちんと確認し、適正な時期に起票するように徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 下記補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。（前年度指摘事項） ・中学校体育・文化連盟事業補助金（蒲池中学校分） ・柳川市学校図書館委員会に関する補助金
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 前年度も指摘を受けていたにもかかわらず、今年度も 2 件、総務部長の合議欄作成を失念してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、2 件とも総務部長合議を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、補助金交付の事務要領に基づき、各決裁の段階で、その都度決裁漏れを確認することを徹底することとします。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
イ 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。

<b>措置等の内容</b>	
1 原因	会計管理者の確認が終了した支出負担行為書が会計課から戻ってきた時に、担当者が確認することを怠ったため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	支出済みのため。
3 再発防止策の内容	会計管理者の確認が終了した支出負担行為書が会計課から戻ってきた時に、正しく完了しているか確認するようにします。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>	
ウ 職員等の旅費の算定を誤っているものがある。	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	旅費支出事務において、担当者の確認不足により、誤った金額のまま決裁を行い、旅費及び旅費雑費を支給していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	追加支給及び戻入により正当な額の処理をしました。
3 再発防止策の内容	今後は、担当者の計算ミスがないよう十分にチェックを行い、適正な事務処理を徹底します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>	
ア 平成 30 年度教職員健康診断胸部X線・胃部X線健診委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	契約事務規則については、詳しく把握していなかったこともあり、また例年、教職員の健康診断が夏休みに実施されることで、本年度も昨年と同様に 7 月 1 日付で処理していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	既に契約済みのため。
3 再発防止策の内容	平成 31 年度からは、契約事務規則に則って期限内に契約書を作成し、事務を適正に処理していきたいと考えています。

指摘事項 (3) 契約事務	
イ	<p>豊原小学校校舎外壁改修工事に伴う監理業務委託について、下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。</li> <li>・ 契約締結伺において、履行期間の開始の日が記入されていない。</li> <li>・ 起工伺と契約締結伺とで随意契約の該当号数が相違している。</li> <li>・ 契約書において、契約保証金が免除とされているが、契約事務規則の条名が記入されていない。</li> </ul>
措置等の内容	
1	<p>原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積価格を見て、設計価格より低価格であったため、契約締結伺を作成してしまった。</li> <li>・ 履行期間については、記載漏れ。</li> <li>・ 起工伺も契約締結伺も過去に使用した別々の伺いを流用して作成し、随意契約の号数の確認を怠ったため。</li> <li>・ 契約書作成時に、契約保証金免除の条項の確認を怠ったため。</li> </ul>
2	<p>措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後になりますが、予定価格表を開封し、記載していた予定価格と比較しましたが相違ありませんでした。</li> <li>・ 履行期間を追記しました。</li> <li>・ 起工伺と契約締結伺を見直し、適正な号数に訂正しました。</li> <li>・ 契約書に契約保証金免除の条名を追記しました。</li> </ul>
3	<p>再発防止策の内容</p> <p>複数の係員で書類を確認するよう徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務	
ウ	<p>下記の物品購入について、予定価格が3万円を超えるものであるにもかかわらず、見積書依頼を無とし、見積書を徴取していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャレンジサイエンス事業の実験用教材</li> </ul>
措置等の内容	
1	<p>原因</p> <p>注意不足により誤っていました。</p>
2	<p>措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>すでに物品を納品し、支払いが済んでいるためです。</p>
3	<p>再発防止策の内容</p> <p>「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要項」等に基づき適正に事務処理を行うようにします。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳川学校給食共同調理場）

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 下記の物品購入について、見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前となっている。 ・ボイラー用処理剤 消火器ABC粉末10型・20型 ・ボイラー用処理剤 ボイラーメイト・ニュートラルゼット
<b>措置等の内容</b>
1 原因 物品購入伺い決裁後に見積依頼すべきところを事前に依頼したため、日付が前後したものの。 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに一連の事務手続きを終えているため。 3 再発防止策の内容 「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要項」等に基づき適正に事務処理を行うようにします。



別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

<b>指摘事項（1） 支出事務</b>
<p>ア 下記の支出負担行為書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は、財務規則第50条の規定により適正な時期に起票されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和学校給食事業運営補助金</li> <li>・空調設備修繕</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 適正な時期の作成を怠り、遅れて起票したため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約も終了し、支払済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は財務規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p>

<b>指摘事項（2） 契約事務</b>
<p>ア ボイラー還水装置破損水漏れ修理の物品修繕契約書において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約書作成の時点で、確認を怠ったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書作成時点において十分に内容を確認し、契約締結を行います。</p>

<b>指摘事項（2） 契約事務</b>
<p>イ 厨房設備機器保守契約書について、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられている。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約書作成の時点で、確認を怠ったため。</p>

2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』
	契約が終了しているため。	
3	再発防止策の内容	
	契約書作成時点において十分に内容を確認し、契約締結を行います。	

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>		
ウ	生ゴミ処理機保守点検業務委託について、見積書の日付が事前契約伺の起案及び決裁前になっている。	
<b>措置等の内容</b>		
1	原因	事前に徴取していた参考見積書を正式な見積書として採用したため、参考見積書の日付が事前契約伺の起案及び決裁前になってしまった。
2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』
	契約が終了しているため。	
3	再発防止策の内容	
	今後は財務規則に基づき、適正な事務処理を行います。	

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>		
エ	予定価格が3万円を超える物品の購入について、下記のものがある。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結伺書は作成されているものの伺兼依頼書が作成されていない。</li> <li>・見積書の添付がなく、契約締結伺書が作成されていない。</li> </ul>	
<b>措置等の内容</b>		
1	原因	見積書の徴取及び伺兼依頼書の作成を失念したもの。
2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』
	契約が終了しているため。	
3	再発防止策の内容	
	「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要項」等に基づき適正に事務処理を行うようにします。	

<b>指摘事項 (3) その他</b>		
ア	個人番号（マイナンバー）の記載された文書を他の文書と共に綴っている。	
<b>措置等の内容</b>		
1	原因	文書管理取扱いに対する注意不足のため。
2	措置内容の概要	措置の状況『措置済』

施錠可能なキャビネットに保管しました。

3 再発防止策の内容

個人番号の記載された文書の管理には、細心の注意を払い、適正な管理に努めます。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 会計管理者の確認が終了した支出負担行為書が会計課から戻ってきた時に、担当者が確認することを怠ったため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 支出済みのため。
3 再発防止策の内容 会計管理者の確認が終了した支出負担行為書が会計課から戻ってきた時に、正しく完了しているか確認するようにします。

30柳教人第123号  
平成31年3月14日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(教育部人権・同和教育推進室)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年2月28日付け30柳監査第193号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部人権・同和教育推進室

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 平成 29 年度人権啓発活動地方委託金に係る調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は、財務規則第 25 条の規定により適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 指摘事項について確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に調定決議書の決裁が終了し収入済みであるため不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市財務規則第25条（調定の時期）を再度確認し適正な事務処理にあたります。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。（前年度指摘事項）
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 急な出張であったため、旅行命令（依頼）書を作成せずに出張し、旅行命令権者の命令確認を怠っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、旅行命令（依頼）書を作成し支払い処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 出張が必要な場合は、事前に旅行命令（依頼）書を作成し、旅行命令権者の命令を受けるよう徹底します。また、旅行命令権者の命令確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
イ 職員の宿泊を要する旅行命令は副市長合議の上教育長決裁とすべきだが、室長決裁とされているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 指摘事項の事務処理について確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p>

<p>事後になりましたが、追認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令権者の決裁確認を徹底します。</p>
---

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ウ 人権・同和問題市民意識調査業務委託料に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 会計課からの支出負担行為書返却時の確認ミスによるものであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支出の決裁まで終えているので不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 会計管理者の確認の有無を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 室長決裁となる伺兼依頼書について、支出負担行為に係る決裁であるため事務決裁規程第6条第2項により代決できないが、係長により代決されているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 指摘事項の事務決裁について確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘事項について、決裁区分を柳川市事務決裁規程により確認し追認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務決裁規程の確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
イ 橋本親子ふれあい活動材料の購入について、予定価格が3万円を超えており、また、契約事務規則第23条第3項に規定する見積書を徴さないことができるものに該当しないにもかかわらず、見積書が徴取されていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 指摘事項の事務処理について確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに支払いを終えているので不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

契約事務にあたっては契約事務規則を再確認し正確な事務処理に努めます。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ウ 柳川市人権・同和問題市民意識調査業務に係る業務委託契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

**措置等の内容**

1 原因

以前使用した契約書を修正する形で契約書を作成しましたが、「支払遅延に対する遅延利息の率」については修正せずに作成していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに業務が完了し支払いも終了しているため不措置です。

3 再発防止策の内容

今後の契約に向けて、契約書データの文言を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく政府の支払遅延に対する遅延利息の率」に修正しました。

**指摘事項 (3) 契約事務**

エ 人権・同和問題市民意識調査業務委託に係る履行期間変更要求伺について、契約金額が200万円以上であるため必要となる総務部長との合議が行われていない。

**措置等の内容**

1 原因

指摘事項の事務処理について確認不足でした。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に支出の決裁まで終えているので不措置です。

3 再発防止策の内容

事務決裁規程を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。

**指摘事項 (3) 契約事務**

オ 柳川市ヒューマンライツ音響照明業務委託契約書について、条文間の整合性のとれていない部分がある。(前年度注意事項)

**措置等の内容**

1 原因

契約書の各条文間を十分精査していなかったためです。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

当該案件については事業が完了し委託料も支払い済みであるため不措置です。

3 再発防止策の内容



契約に関しては、契約事務規則等の関係例規を遵守し、事務の適正化に努めます。  
今後の契約に向けて、条文間の整合性を確認し契約書データの文言を修正しました。

30柳教図第468号  
平成31年3月12日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(教育部図書館)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年2月28日付け30柳監査第193号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部図書館

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 平成 30 年 2 月 28 日で決裁された物品購入に係る支出負担行為書の起票日が平成 30 年 3 月 31 日となっており起票が遅れている。支出負担行為書は財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因 誤って、物品購入伺の納期限日を支出負担行為書の起票日として起票した。</li> <li>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 手書き訂正を行った。</li> <li>3 再発防止策の内容 起案者と決裁者で伝票起票時及び起票後に書類の点検を徹底する。</li> </ol>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因 口頭で申立て、命令を受けていたが、旅行命令書での申請を失念していた。</li> <li>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になったが、旅行命令書での申請を行った。</li> <li>3 再発防止策の内容 公用車運転日誌簿に人事秘書課からの通知文書「平成 25 年 4 月 26 日付け、公用車による管内等（日当未支給地域内）への旅行命令の取り扱いについて（通知）」の写しを綴り、公用車運転日誌簿を記入するときに確認を行うように指示した。</li> </ol>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 柳川市立図書館用図書納入基本契約の締結にあたり、契約金額の総額が 200 万円以上となるため必要となる総務部長との合議が行われていない。
<b>措置等の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因 図書の購入を行うときは、その都度、購入図書の選定伺と物品購入伺並びに契約締結伺を</li> </ol>

行っている。その金額が 200 万円未満であり、総務部長の合議が必要ないと勘違いをしていた。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後になったが、柳川市立図書館用図書納入基本契約の合議を行った。

3 再発防止策の内容

起案者と決裁者で柳川市立図書館用図書納入基本契約締結の起案を行うときに、予算額で総務部長の合議が必要かどうかを確認する。

**指摘事項 (2) 契約事務**

イ TOOLi 情報使用に係る契約について、予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

**措置等の内容**

1 原因

情報使用料は定額であり、例年同額の契約を行っていたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に契約済みのため、措置をしていない。

3 再発防止策の内容

起案者と決裁者で見積書と予定価格表の確認を徹底し、適正に処理を行う。

**指摘事項 (2) 契約事務**

ウ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・図書館バッグ（購入）800個
- ・雲龍図書館電子写真複写機パフォーマンス契約

**措置等の内容**

1 原因

収入印紙の貼付の点検もれのため。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』

履行済であり、支出済でもあるため、収入印紙貼付を求めるかどうか検討中。

3 再発防止策の内容

起案者と決裁者で契約書を徴取するときに、収入印紙の貼付の確認を徹底する。

**指摘事項 (2) 契約事務**

エ 当年度契約の単年度契約について、契約書中に長期継続契約と表示している。

**措置等の内容**

1 原因

長期継続契約書を参考として契約書を作成したため。

2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』
	単年度契約のため特に支障がないため。	
3	再発防止策の内容	
	起案者と決裁者で契約作成時に点検を徹底する。	

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>		
オ	平成 30 年度定期報告業務について、書面による承諾を得ることなく受託者から別の者に再委託されている。	
<b>措置等の内容</b>		
1	原因	再委託の承諾手続きを失念していた。
2	措置内容の概要	措置の状況『措置検討中』
	履行済であり、支出済でもあるため、書面の徴取を行うかどうか検討中。	
3	再発防止策の内容	
	起案者と決裁者で契約書の確認及び書面の徴取を行ったかどうかの点検を徹底する。	

30柳教学第5056号  
平成31年3月20日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(教育部 学校教育課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年2月28日付け30柳監査第193号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳南中学校）

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 契約締結伺書に、検査員の任命及び検査に係る決裁印の押印がないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 10万円以上の物品購入のため総務係に契約締結伺書を送り部長決裁を依頼したところ部長印が押印漏れのまま学校に返却され、事務担当者も気づかなかったもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、追認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 教育委員会に決裁を依頼する際は、契約締結伺書に、わかりやすいように「課長又は部長決裁」旨付箋を付け依頼していたが、押印漏れが生じたため、今後は教育委員会も対策を講じてもらうとともに、学校においても決裁返却後、押印漏れがないか二重に確認をします。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和中学校）

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 伺兼依頼書に、決裁印の押印がないものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 柳川市教育委員会の決裁印漏れを確認せずに事務処理をしてしまった為。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、追認を受けました。
3 再発防止策の内容 教育委員会にも決裁漏れ等がないように十分注意してもらい、学校においても決裁返却後、押印漏れがないか二重に確認します。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
イ 契約締結伺書に、検査員の任命に係る決裁が行われていないものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 柳川市教育委員会の決裁印漏れを確認せずに事務処理をしてしまった為。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、追認を受けました。
3 再発防止策の内容 教育委員会にも決裁漏れ等がないように十分注意してもらい、学校においても決裁返却後、押印漏れがないか二重に確認します。



柳川市監査委員告示第10号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成31年2月に実施した保健福祉部（福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳福祉第318号  
令和元年5月7日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(保健福祉部福祉課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年3月29日付け、30柳監査第217号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部福祉課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成29年度の支出負担行為書について、下記のものがある。 ・会計管理者の確認がされていない。 ・当該年度の会計管理者でない者の押印がなされている。
措置等の内容
1 原因 支出負担行為書返戻時の確認ができていませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、会計管理者に確認をして、当該年度の会計管理者に押印を受けました。
3 再発防止策の内容 返戻時の確認を確実にしない、再発防止に努めてまいります。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 担当職員が急いで旅行したため旅行命令簿への記載を失念したものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 期日が経過していることもあり、旅費の支払いはしません。
3 再発防止策の内容 柳川市職員等の旅費に関する条例、及び施行規則について課内全員で再度確認を行い、再発防止に努めてまいります。

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 平成30年11月22日に福岡市東区へ旅行した職員の旅費について、支給額を誤っている。
措置等の内容
1 原因 5通りに分かれている支給区分の確認誤りでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

平成31年2月分の旅費で過払い分を減額、訂正しています。

3 再発防止策の内容

今後このようなことがないように、旅費定額表の確認を確実にしない、再発防止に努めてまいります。

指摘事項 (1) 支出事務

エ 旅行命令書に旅行期日を誤記して旅行命令を受けているものがある。

措置等の内容

1 原因

当該職員の記載誤りでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

旅行命令簿の訂正をしました。

3 再発防止策の内容

今後このようなことがないように、担当者はもちろんのこと、命令者も細心の注意を払っていきます。

指摘事項 (1) 支出事務

オ 平成30年3月31日付けで申請された福祉ホーム事業補助金(平成30年1月から3月まで)の交付決定が同年4月2日になされているが、補助金は平成29年度分であるため不適切である。補助金の交付決定については、当該年度中に行われたい。

措置等の内容

1 原因

担当者の認識不足によるものでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に同補助金の支払いまで完了しているため。

3 再発防止策の内容

今回のケースを係員全員で再度確認しました。

指摘事項 (1) 支出事務

カ 平成29年度の下記補助金について、補助金等交付規則第15条に規定されている補助事業実績調査報告書(様式第8号)が作成されていない。

- ・柳川市社会福祉協議会補助事業
- ・地域福祉活動推進事業

措置等の内容

1 原因

- ・柳川市社会福祉協議会補助事業について

実績報告書等の審査及びヒアリング等調査を行っていたが「補助事業実績調査報告書（様式第8号）」の作成をしていなかった。

- ・地域福祉活動推進事業について

同上

2 措置内容の概要

- ・柳川市社会福祉協議会補助事業

措置の状況『不措置』

過去の分なので、措置していません。

- ・地域福祉活動推進事業

措置の状況『措置済』

事後になりますが、補助事業実績調査報告の起案を行い、決裁完了済みです。

3 再発防止策の内容

係員全員で今回の指摘事項内容、補助金等交付規則の確認を行った。また、平成30年度と過年度の当補助金実績を確認し、平成30年度の補助事業実績調査報告書をどのように作成すべきであったのかを係内で確認した。

指摘事項 (2) 契約事務

ア 下記の委託契約について、契約金額は200万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

- ・在宅介護支援センター事業業務
- ・地域介護予防事業
- ・福祉バス事業業務

措置等の内容

1 原因

契約締結案件が集中的に発生したため、確認が十分ではありませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後になりますが、合議を頂きました。

3 再発防止策の内容

係員全員で今回の指摘事項内容、財務規則の確認を行いました。

また、次年度以降の契約締結の際の係内チェック体制を確認しました。

指摘事項 (2) 契約事務

イ 介護予防事業業務委託契約において、契約時に提出する書類として委託仕様書に記載されている下記の書類について提出されていない。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務体制連絡票・従事者名簿（緊急連絡先含む）</li> <li>・有資格者の資格証等の写し</li> <li>・傷害保険契約書等の写し</li> </ul> <p>また、小事業ごとに徴取された見積書について、小計、消費税、総合計が鉛筆で記入されているものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>前段) 確認ミスによるものです。</p> <p>後段) 事業者からの提出見積もりに単価額の記載はあったものの、小計額、消費税、総合計の記載がなかったため、係でメモ書きして金額の確認を行いました。その後の差替え依頼を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>仕様書書類は指摘後、受託事業所から提出いただきました。</p> <p>見積書の小計等の鉛筆書きについては年度事業終了につき、差替え依頼は行いませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>係員全員で今回の指摘事項内容の確認を行いました。</p> <p>見積もりの記載漏れについては、即時事業者へ差替え依頼を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 地域介護予防事業委託契約について、契約締結何の決裁日、施行日を平成30年4月1日としていながら、契約書の契約日を同月2日としているものがある。</p> <p>また、契約書中履行期限の終期を平成 30 年 3 月 31 日と誤っている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>内容のチェック漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>契約書の期日記載にミスがありましたが、平成 31 年 3 月 31 日まで業務委託について当課の予定通り業務を履行いただき、また、年度事業も終了しましたので、訂正は行いませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>係員全員で今回の指摘事項内容、財務規則の確認を行いました。</p> <p>また、次年度以降の契約締結の際の係内チェック体制を確認しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>エ 福祉バス事業委託契約について、予定価格の設定日が、契約締結日の平成30年4月1日より後になっている。</p>
措置等の内容

<p>1 原因</p> <p>内容のチェック漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>年度事業終了につき、訂正は行いませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>係員全員で今回の指摘事項内容の確認を行いました。</p> <p>また、次年度以降の契約締結の際の係内チェック体制を確認しました。</p>
--

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>オ 平成30年度の三橋町の敬老会事業業務委託契約は平成30年8月1日に締結されているが、契約締結時に既に事業完了している行政区がある。</p> <p>また、実績報告書について、鉛筆で記入されているもの、実施日等の記載のないものがある。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>前段) 三橋町については、例年8月1日付で各校区(コミセン)と契約を締結しますが、敬老会については各行政区単位で実施されるため、契約のタイムラグが生じました。</p> <p>後段) こちらの指導不足及び確認ミスによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>前段) 年度事業終了につき、訂正は行いませんでした。</p> <p>後段) 年度事業終了につき、訂正は行いませんでしたが、次年度実施説明会の折に、改めて周知、説明を行います。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>係員全員で今回の指摘事項内容の確認を行いました。</p> <p>前段) 敬老会事業の実施方法や実施日が校区によって違いがあるため、次年度以降の契約方法のありかたを検討します。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>カ 敬老祝品支給事業の祝状贈呈用額縁の購入について、予定価格が3万円を超えるため契約締結伺書の作成が必要であるが、伺兼依頼書のみで購入している。</p> <p>また、見積書に日付の記入がない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>内容のチェック漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>済んでいる分なので、措置していません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

係員全員で今回の指摘事項内容、財務規則の確認を行いました。  
また、次年度以降の契約締結の際の係内チェック体制を確認しました。



31 柳生支第44号  
平成31年4月23日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(保健福祉部生活支援課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について

平成31年3月29日付け、30柳監査第217号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部生活支援課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成 29 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。
措置等の内容
1 原因 決裁印を十分に確認していなかった。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該年度の会計管理者より押印をもらった。
3 再発防止策の内容 伝票を会計課に提出・返還時に押印を十分に確認する。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 嘱託職員が近隣への公用車を使用した旅行時に、管内等（旅費雑費未支給地内）以外は旅行命令書による申請が必要と十分認識されていなかった。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 平成 29 年度旅行命令（過年度）であり、旅費不要の申し出があった。
3 再発防止策の内容 公用車による管内等（旅費雑費未支給地内）への旅行以外について、旅行命令書による申請を必ずするよう職場研修を行い、周知徹底した。

31 柳子支第19号  
平成31年4月8日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(保健福祉部子育て支援課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年3月29日付け、30柳監査第217号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成 30 年 5 月 24 日に起案された起案文書「平成 30 年度保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金に係る協議について」に記載された「保育所等整備交付金」及び「認定子ども園施設整備交付金」の金額が、訂正印もなく鉛筆により訂正されている。起案文書中の重要な事項についての訂正は、決裁の信憑性に疑念を生じさせる恐れがあり好ましくないが、やむを得ない事由により訂正する場合は、財務規則第 167 条の規定に則り適正な方法により行われたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>証拠書類の金額、数量、その他の事項は、原則訂正してはならないことや、適正な訂正方法についての認識が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>訂正後の内容により決裁を受けているものの訂正方法が不適正であったため、改めて、訂正箇所にも朱で二重線を引き、押印の上、その上側に正しい金額を記載しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は財務規則第 167 条の規定に則り適正な事務処理を行うよう、職員に周知しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 学童保育所運營業務委託変更契約書を更に変更した際の契約書について、委託料は原契約からの変更としながら、当初契約を原契約とする文面で作成されている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>変更契約書において「原契約」は「変更する前の契約」となることを認識していましたが、2 回目の変更契約をする際に変更内容を十分確認しなかったため、誤って当初契約を原契約とする文面で作成していました。また、決裁の過程においても、その誤りに気がませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に運營業務が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書等の作成に当たっては、契約内容に誤りがないか複数の職員によるチェックを行い、適正な契約書の作成に努めるよう職員に注意喚起しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 市内の学童保育所に係る保安警備業務請負契約書において、別紙「警備計画、警備対象物件及び細則」に設けられた警備担当時間の記載箇所が空欄のままとされている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約を締結する際に、契約内容に記載漏れがないかの確認が不足していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>契約の相手方と協議を行い、警備担当時間を記載しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書等の作成に当たっては、契約内容に誤りがないか複数の職員によるチェックを行い、適正な契約書の作成に努めるよう職員に注意喚起しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 豊原校区学童保育所運営委託契約書について、当初の契約金額に誤りがあったとして契約書の差替えが行われているが、差替え前の契約書が廃棄されずに保管されており不適切である。
<p>なお、契約締結後に金額の誤りに気付いたのであれば、契約書を差し替えるのではなく変更契約を締結すべきである。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約書の差替えを行った際に、差替え前の契約書を破棄することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>差替え前の契約書を廃棄しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約締結後に契約金額の誤りに気付いた場合には、変更契約の締結を行うなど適正な処理をするよう職員に周知しました。</p>

31柳健康第320号  
平成31年4月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(保健福祉部健康づくり課)

### 平成30年度定期監査の結果に基づく措置について

平成31年3月29日付け、30柳監査第217号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査に置け津指摘事項の措置状況報告書（別紙）のとおり

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 重度障害者医療費返還金の調定決議書について、起票する時期が早い。調定決議書は財務規則第25条の規定により適正な時期に起票されたい。
措置等の内容
1 原因 対象者に対する返還金請求の起案後、同調定決議書の起票を行いました。その際、決議書を請求起案の決裁日ではなく起案日で起票していたため、添付している返還金請求通知の写しの通知日より数日前の起票日になっているものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 調定決議書の起票日はシステム上変更できません。
3 再発防止策の内容 調定決議書伝票作成の際は、起票日にも注意するように心がけます。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 平成30年1月17日分は命令により出張しましたが、職員2名の確認不足により、旅行命令を申請していると思い込んだのが原因です。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅行命令簿には追記のうえ、事後になりましたが命令を受けました。なお、旅費雑費については、当該職員が固辞したため、支給していません。
3 再発防止策の内容 係で作成している係員スケジュールにより、旅行の予定者には、係内での声掛けをするなどして再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 平成30年度救急医療病院群輪番制病院運営補助金に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

措置等の内容
<p>1 原因 市長決裁終了後に会計管理者の確認を受けずにファイルに保存したのが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査指摘終了後事後になりましたが、会計管理者の確認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁終了後ファイルに保存する前に確認作業を怠らないよう努めてまいります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア デジタル複合機使用貸借契約について、予定価格が 10 万円を超えているが、起案文書に相手を特定する理由の記載がなく、1 者見積により随意契約で締結されている。
措置等の内容
<p>1 原因 平成 27 年に 4 者からの見積り徴取を行い、最低価格の落札者と 3 年間はこの単価で据え置くとして契約をしておりました。この単価契約は平成 30 年 3 月末で満了でしたが、当該平成 27 年の最低価格の落札者とこれまでと同一の単価で一年間の再契約をする際、起案文書に契約相手の特定に関する文言がありませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 決裁後の起案文書に文言の追記はできません。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案の際は、必要な説明の抜けがないよう注意します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
イ 平成 30 年度福岡県定期予防接種広域接種に係る契約の締結について、起案文書に決裁権者の押印がない。
措置等の内容
<p>1 原因 起案文書が担当者に戻ってきた時に、全て押印されているかの確認作業が漏れていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査指摘終了後、事後になりましたが、押印を依頼し、決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁終了後、全てに押印されているか確認作業を怠らないよう努めてまいります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 平成 30 年度福岡県定期予防接種広域接種業務委託契約について、対象予防接種は 15 種類であるが、実施要綱では 16 種類と誤っている。



措置等の内容
<p>1 原因 実施要綱の一覧表の中に三種混合ワクチン予防接種を使用せず、四種混合ワクチンのみ使用するよう決定いたしましたが、一覧表の項目の削除が漏れていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 三種混合ワクチンの項目を一覧表より削除いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約締結前に契約書と一覧が一致するよう十分な確認作業を実行いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 予定価格が3万円を超える物品の購入にあたり、事前に伺兼依頼書により決裁を受けることなく、契約締結伺書を起票し決裁を受けているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 3万円を超える物品購入をする際にも、事前に伺兼依頼書において、決裁を受ける必要があることを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに、契約締結伺書のみによる支払いが終了していますので、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 物品の購入等に関する事務取扱要綱を再確認し、作成漏れがないよう注意いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 物品の購入に係る契約締結伺書について、検査員に係る決裁欄に押印のないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結伺いの検査の決裁欄のみ決裁をもらい、検査員の決裁欄に押印が漏れていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査の指摘後に、検査員に係る決裁欄に押印し決裁をもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、物品の購入等に関する事務取扱要綱に基づき、適切に決裁をもらうよう留意いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
カ 下記の契約書について、「(以下「甲」という。)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業状況報告・調交申請書等作成システム改修業務</li> <li>・ 平成30年度特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務</li> </ul>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>通常の契約書は本市で作成するため当初から氏名を記載しますが、今回のものは福岡県国民健康保険団体連合会が作成した県下同一の契約書であったため、確認が漏れました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>氏名を補記するとともに、相手方契約書にも補記していただくよう依頼しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>国保連作成の県下同一の契約書は、特に漏れないよう確認を徹底いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>キ 下記の契約について、柳川市契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度柳川市集団検診業務委託</li> </ul>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約書は決裁後、すぐに作成し7日以内に契約の相手方とともに当該契約書に記名押印の上、保持していましたが契約書の日付を、事業が開始される6月からとしていました。契約書を作成する際の契約事務規則についての認識が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に適正に契約履行し、支払いまで完了しているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務規則を再度確認し、今後は、契約の相手方が決定したら、契約事務規則に規定された期間内に契約書を作成し、適正な契約事務を行うように努めてまいります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ク 専用紙（納付書等）印刷契約書について、支払遅延の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。（前年度指摘事項）</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>毎年1月ごろ印刷・契約をするため、指摘を受ける前の様式をそのまま使用していました。また、前年度の指摘の際には指摘された年度のみを訂正し、すでに契約が済んでいた当該年度分の訂正まで、注意が及びませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>すでに業務が完了し、支払いも済んでいるため訂正ができません。</p>

### 3 再発防止策の内容

平成 30 年度の保存ファイルに、遅延利息の率にかかる HP 記事の写しと確認を促すメモを入れました。これを毎年続けることで、契約の際に変更がないかをその都度確認し、事務処理にあたります。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課（保健福祉センター）

指摘事項（1）収入事務
ア 平成30年4月に当該年度1年間の行政財産使用を許可したものについて、決定した金額での調定決議書が起票されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 年額で使用料が決定される建物部分と使用量により決定される電気料や水道料金等を2ヶ月毎に1つの納付書で納付できるよう作成していたもの（納付書が建物部分と電気料や水道料金等の複数にならないようにするため）。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 平成30年度分がすでに納付済のため。</p> <p>3 再発防止策の内容 相手方に納付書が複数になることの説明を行い、行政財産使用許可で決定した金額で調定決議書の起票を行います。</p>

指摘事項（2）支出事務
ア 平成29年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 当該年度の会計管理者でない者の押印がされていることに文書受領者が気づかず、そのまま保管していたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後に当該年度の会計管理者より押印を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁文書受領者が、押印者が適切かどうか確認を取り、文書を保管するものが再度確認することにしました。</p>

指摘事項（3）契約事務
ア 柳川総合保健福祉センター印刷機賃貸借（2台）契約に係る予定価格表が封印されていない。（前年度指摘事項）
措置等の内容

<p>1 原因          決裁文書（予定価格表封筒）受領者が押印の確認を怠り、そのまま契約事務をしていたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』          事後に封印を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容          決裁文書の受領者が押印等の確認を徹底し、契約事務の際に再度確認することとしました。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>イ 下記に設置された自動券売機の保守契約書について、保守の範囲を仕様書と異なる内容で作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川総合保健福祉センター柳川温泉南風</li> <li>・柳川総合保健福祉センターすこやかルーム</li> </ul>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因          契約書作成の際に仕様書の内容を確認せず、従前の内容で契約書を作成していたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』          双方の契約書の訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容          従前からの契約内容で作成した契約書については、仕様書内容の確認を徹底することとしました。</p>

<p>指摘事項 (4) 財産管理事務</p>
<p>ア 平成30年4月1日から1年間の使用にかかる行政財産使用について、財務規則第122条第2項に規定する日までに使用財産変更許可申請書が提出されていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因          使用財産変更許可申請を受け付ける職員が、財務規則第122条第2項にある許可期間満了前1ヶ月以内に使用財産変更許可申請書の提出を受けなければならないことの認識が不足していたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』          既に行政財産使用許可期間が満了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容          許可申請の受付事務を行う前に職員間で財務規則内容の確認を行うこととしました。</p>

31 柳人同第20号  
平成31年4月16日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田 一美 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部人権・同和対策室)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年3月29日付け、30柳監査第217号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 支出事務
ア 事務決裁規程において所属職員の宿泊を要しない旅行命令は課長の専決事項とされているが、第31回部落解放・人権筑後地区研究集会参加のために発せられた課長補佐級までの職員に対する旅行命令が、所属部署にかかわらず全て人権・同和対策室長による命令とされている。各所属長による旅行命令とし、人権・同和対策室長と合議を行うこととするのが適当である。

措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>他部署の職員に出張を依頼する場合は、旅費支出の関係で次のような事務処理をすべきという認識で事務処理をしていた。</p> <p>(1) 課長…保健福祉部長の命令印及び所属部長の合議印</p> <p>(2) 課長補佐、係長、係員…人権・同和対策室長の命令印</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』</p> <p>定期監査ヒアリングの際には、監査委員から「課長補佐、係長、係員に依頼した際の所属課長の合議がない。」という指摘として受け止め、ヒアリング後、出張に関係した職員の各所属長に対して合議欄への押印を依頼し、全て押印済みである。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>人事秘書課では職員研修などで他部署の職員に出張を依頼する事務があるため、同課と事務処理の方法について協議を行い、今後適切な方法で処理する。</p>

指摘事項 (2) その他
ア 個人番号（マイナンバー）の記載された文書が、他の文書と共に綴られている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>本来ならば、個人番号を処理した後、すぐに処分しなければならなかったが、処理後の再確認のため保存していたことを失念したため、他の文書と紛れて処分しないままになった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』</p> <p>監査ヒアリングでの指摘を受けてすみやかに処分した。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、マイナンバーの確認のため提出された書類は、確認が済み次第すみやかに処分します。</p>

指摘事項 (2) その他
イ 市営住宅管理人の委嘱に当たり、委嘱状の交付が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 市営住宅管理条例施行規則 38 条に管理人誓約書の様式の記載があるものの、委嘱状の様式に関する記述がないため、委嘱状を交付していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 管理人の委嘱期間が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなっており、監査での指摘を受けた時には、既に委嘱期間終了間際だったため、委嘱状の交付ができなかった。</p> <p>3 再発防止策の内容 次年度以降、委嘱状を交付する。</p>



柳川市監査委員告示第11号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成31年3月に実施した産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年6月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳農政第213号  
令和元年5月17日

柳川市監査委員 中村秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部農政課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年4月26日付け、31柳監査第22号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

指摘事項 (1) 支出事務
<p>ア 下記に係る支出負担行為変更書に会計管理者の押印がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度柳川市農業振興対策事業費補助金（水田農業担い手機械導入支援事業）（伝票番号 0029858-01）</li> <li>平成 30 年度柳川市農業振興対策事業費補助金（水田農業担い手機械導入支援事業）（伝票番号 0029849-01）</li> </ul>
措置等の内容
<p>1 原因 会計管理者の確認の押印を最終的に確認せず綴っていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、押印を受け事務処理を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>イ 下記の補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書が作成されていない。（前年度指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度柳川市高性能農業機械導入補助金</li> <li>平成 30 年度水田担い手機械導入支援事業補助金</li> <li>平成 29 年度農事組合長研修等補助金</li> <li>平成 29 年度農業振興対策事業費補助金（産地パワーアップ事業）</li> </ul>
措置等の内容
<p>1 原因 追加割当により、まだ実績報告まで完了していない補助事業もあり作成が間に合っていない分もあり作成できなかった。 実績報告書の提出があっても関わらず、作成するのを失念していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柳川市高性能農業機械導入補助金については、監査提出時に間に合っていなかったが、3月に補助事業実績調査報告書は市長決裁を受けています。 『措置済』</li> <li>水田担い手機械導入支援事業補助金については、事後になりましたが、補助事業実績調査報告書を作成起案し、市長決裁を受けています。 『措置済』</li> <li>農業振興対策事業費補助金（産地パワーアップ事業）については、事後になりましたが、</li> </ul>

<p>補助事業実績調査報告書を作成起案し、市長決裁を受けています。 『措置済』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農事組合長研修等補助金については、平成29年度が終了しているため。『不措置』</li> </ul> <p>なお、平成30年度は補助事業実績調査報告書を作成起案し、市長決裁を受けています。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>補助金交付事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>
---

<p><b>指摘事項 (1) 支出事務</b></p> <p>ウ 農業経営体育成資金利子助成金について、融資機関が交付申請者を代理して利子助成金の交付を受けようとするときは、毎年度1月20日までに交付申請書等を市長に提出することが交付規程において定められているが、平成29年度の交付申請書が規定の期間内に提出されていない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p> <p>1 原因</p> <p>農業経営体育成資金利子助成金については、県と市で2分の1ずつ支出し金融機関へ利子を補給するもので、県の交付決定を受けて事務処理を行っています。</p> <p>県から市への補助金の交付決定が2月上旬であったことからこのような時期での事務処理となっていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』</p> <p>現在の事務スケジュールが交付規程にそぐわないので、事務スケジュールか交付規程を見直す必要があると思われます。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>補助金交付事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>

<p><b>指摘事項 (1) 支出事務</b></p> <p>エ 平成30年度に補助事業者7組織から提出された多面的機能支払交付金に係る活動計画書について、收受処理や供覧が行われていない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p> <p>1 原因</p> <p>收受印を押印し供覧するのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>事後になりましたが、收受印を押印後、收受処理し供覧いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
オ 中止り防止機械等助成業務委託について、事業完了前に受託者から事業完了届が提出され、委託料の支払いが行われている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因          交付決定日を8月とすべきところを誤って9月とし、起案していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』          正式な交付決定日で起案し直し、決定通知を差替えました。</p> <p>3 再発防止策の内容          今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>

31柳水路第147号  
令和元年5月13日

柳川市監査委員 中村秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部水路課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年4月26日付け31柳監査第22号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水路課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 職員の旅行命令書による申請漏れで、公用車を使用し旅行していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりますが旅行命令を受け、旅費（旅費雑費）を支給しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 その都度旅行命令権者の命令を受けるよう徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 有明海東部地区農地海岸事業推進協議会から支出している旅費について、一般会計から重複して支払っている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 旅行命令簿に協議会から旅費支給と記載しておらず、一般会計からも旅費を支出していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 速やかに戻入処理しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 複数人でのチェック体制を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ウ 歳出予算流用申請書に財政課長の押印のないものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 確認不足のため財政課長の決裁漏れでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 財政課長の後関決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁後、複数人でのチェック体制を徹底します。</p>

31柳水振第96号  
令和元年5月14日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部水産振興課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年4月26日付け、31柳監査第22号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水産振興課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 平成29年度県補助金について、平成30年3月22日付けで変更交付決定を受けているにもかかわらず平成30年4月1日に平成30年度調定として起票している。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 変更調定の確認を怠っていたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に出納処理期間を過ぎているため、不措置です。
3 再発防止策の内容 今後は、調定の課内確認を徹底し、再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 平成30年6月21日の福岡市博多区への旅行命令について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、これに係る承認印の押印がない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 特別承認事項としての承認印の押印を怠っていたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になったが、承認印を押印し、措置済とした。
3 再発防止策の内容 今後は、課内にて確認を徹底し、再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 下記の契約について、契約にあたり予定価格が設定されていない。また、後者については随意契約にかかる根拠規定も記載されていない。 ・ 漁港漂着ごみ（木屑異物混材等）（混合廃棄物）処分業務 ・ 漁港等の清掃業務委託
<b>措置等の内容</b>
1 原因 予定価格設定及び根拠規定明記の確認を怠っていたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約締結済みのため、不措置です。

3 再発防止策の内容

今後は、予定価格設定及び根拠規定明記の課内確認を徹底し、再発防止に努めます。

31柳商ブ第260号  
令和元年5月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部商工・ブランド振興課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年4月26日付け31柳監査第22号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 商工・ブランド振興課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 柳川市商店街振興組合に対する第2駐車場用地としての普通財産貸付について、普通財産貸付決議書が作成されていない。また、財務規則第130条に規定する担保の提供や保証人について決裁を受けることなく免除している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 決議書の未作成及び免除にかかる未決裁はいずれも事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該普通財産貸付期間が既に終了しており措置しませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容 当該業務に関して、普通財産貸付決議書の作成事務及び担保、保証人の免除に係る決裁事務について、係内で徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 いずれの旅行についても、旅行後、文書又は口頭で旅行命令権者に対して既に旅行復命を行っているため、措置しませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容 出張の際は公用車、公共交通機関の分け隔てなく、各出張時に旅行者が旅行命令による申請を行うことについて旅行者及び決裁者で徹底しました。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
イ 柳川市新規創業者支援事業補助金について、交付要綱第3条に規定する補助対象者に該当しないものに対し補助金交付決定し、補助金を支払っているものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因

<p>事務上の確認ミスです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>当該案件については、既に補助金を交付しており措置しませんでした。</p> <p>今後に関しては、「開業前のセミナー受講」という補助金交付要件について改めて係内で再確認、意思統一しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>当該補助金交付決定の際、補助金交付要件を満たしているかの厳正なチェックについて起案者および決裁者で徹底します。</p>
---

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務</b></p> <p>ア 下記の契約書について、見積書が徴取されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度中島イノベーションセンター管理運営業務委託</li> <li>・平成 30 年度柳川市創業支援拠点施設管理運営業務委託</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p> <p>1 原因</p> <p>いずれも事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>いずれの契約も既に契約期間が終了しており措置しませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>柳川市契約事務規則第 2 3 条第 1 項に基づく適正な見積書の徴取について、起案者および決裁者による確認を徹底します。</p>

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務</b></p> <p>イ 下記の契約書について、収入印紙の貼付がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度普通財産借受申請に係る貸付契約（柳川商店街第 2 駐車場）</li> <li>・平成 30 年度中島イノベーションセンター管理運営業務委託</li> <li>・平成 30 年度中島イベント広場駐車場に係る土地の賃貸借契約</li> <li>・平成 30 年度柳川市創業支援拠点施設管理運営業務委託</li> <li>・消費者被害啓発用コットンバッグ購入</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p> <p>1 原因</p> <p>いずれも事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>全ての契約について、契約相手方から収入印紙貼付処理をいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書への収入印紙の貼付について、起案者および決裁者による確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ウ 中島イベント広場駐車場管理委託契約について、平成 30 年度より 5 年間で契約されているが、柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条の規定により、契約期間は 3 年以内でなければならない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務上の確認ミスです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』 同契約について、今後相手方との協議の上、契約書の訂正を検討します。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の遵守について、係内で再確認、意思統一しました。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
エ めいぶつチョイスを利用した地域経済応援ポイントに係る業務についての覚書は、債務負担行為が設定されていないにもかかわらず、自動更新条項が付記されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 自動更新条項を付記した契約を行うにも関わらず、債務負担行為を設定する必要性を認識していませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 指摘年度の契約は終了しているので措置は行いませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容 自動更新を付記する契約については、債務負担行為を必ず設定しなければならないことを係内で再確認、意思統一しました。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
オ 中島イノベーション事業推進アドバイザー業務委託契約について、契約書中条文に誤りがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 同契約については、契約相手方と協議の上、契約書の訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 来年度以降の契約書は、今回訂正した契約書を基本に作成することとし、その上で適正な契約締結について、起案者および決裁者による確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
カ 中島イベント広場駐車場に係る土地の賃貸借契約について、契約書中条文に誤りがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 同契約については、契約相手方と協議の上、契約書の訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 来年度以降の契約書は、今回訂正した契約書を基本に作成することとし、その上で適正な契約締結について、起案者および決裁者による確認を徹底します。</p>

31柳観光第111号  
令和元年5月21日

柳川市監査委員 中村秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部観光課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年4月26日付け31柳監査第22号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 観光課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因 記載を忘れていました。</li> <li>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 精算しました。</li> <li>3 再発防止策の内容 旅行前に再度、旅行命令を忘れていないかを確認するようにします。</li> </ol>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 職員が宿泊を要する旅行申請をしているが、課長により決裁されている。柳川市事務決裁規程第4条の規定により、旅行命令権者である副市長の決裁を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因 失念していました。</li> <li>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、旅行命令権者（副市長）の命令を受けました。</li> <li>3 再発防止策の内容 よく確認し、再発防止に努めます。</li> </ol>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ウ 部長の旅行命令について、部長自ら決裁しているものがある。柳川市事務決裁規程に則り、旅行命令権者から命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原因 失念していました。</li> <li>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、旅行命令者（副市長）の命令を受けました。</li> <li>3 再発防止策の内容</li> </ol>

よく確認し、再発防止に努めます。

**指摘事項 (1) 支出事務**

エ 職員等の旅費の算定を誤っているものがある。

**措置等の内容**

- 1 原因  
認識不足と記載誤り（中央区→博多区）でした。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』  
再計算し精算しました。
- 3 再発防止策の内容  
よく確認し、再発防止に努めます。

**指摘事項 (1) 支出事務**

オ 中山大藤まつり補助金の交付決定にあたり、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。

**措置等の内容**

- 1 原因  
失念していました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
事業終了のため。
- 3 再発防止策の内容  
処理の際には、再度の確認を行う等、適切な処理に努めます。

**指摘事項 (2) 契約事務**

ア 温泉管理業務委託契約に係る決裁等において、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。

**措置等の内容**

- 1 原因  
財務規則を熟知していませんでした。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
事業終了のため。
- 3 再発防止策の内容  
処理の際には、再度の確認を行う等、適切な処理に努めます。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>イ 下記の契約について、柳川市契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし隊の船頭技能習得業務</li> <li>・東京観光プロモーション事業業務委託</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 地域おこし隊の船頭技能習得業務については、単純に失念していました。 東京観光プロモーション事業業務委託契約については、契約締結伺い後、契約者との調整に時間を要したため、契約締結までに 1 か月を要したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 両者とも、既に契約が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 規定された期間内に契約締結まで完了できるよう、事務処理に遺漏がないよう気をつけます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ウ 特別措置出動請負契約について、契約書に契約年月日が記入されていない。また、同書第9条に特別措置時事故の発生を通報するための緊急連絡先欄が設けられているが記入されていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、契約日と緊急連絡先の記載をしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 処理の際には、再度の確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>エ 東京観光プロモーション事業業務委託について、契約締結の起案文書に決裁権者の押印がなされていないが契約締結されている。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 失念していたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 既に契約は完了しているが、決裁権者から押印を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

契約書押印時は、決裁権者の押印漏れがないか、確認を徹底します。

**指摘事項 (2) 契約事務**

オ Webカメラ等設置場所使用にかかる貸借契約について、単年度契約になっているものの自動更新条項が設けられている。

**措置等の内容**

- 1 原因  
債務負担行為をしていないにも関わらず、自動更新条項を記載していたもの。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
既に契約が完了しているため。
- 3 再発防止策の内容  
契約書の条項をよく確認し、自動更新の条項が記されたものは予め債務負担行為がなされているか、起案者と決裁者とでよく確認をします。

**指摘事項 (2) 契約事務**

カ 柳川市情報発信戦略業務委託契約について、“おもてなし柳川”市民会議の契約であるにもかかわらず、市長印で契約している。

**措置等の内容**

- 1 原因  
係の事務と、市民会議の事務が区別できておらず混同していたことにより、「“おもてなし柳川”市民会議会長」名で契約書を作成したにも関わらず、誤って市長印を押印してしまったものです。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
既に契約が完了しているため。
- 3 再発防止策の内容  
市民会議に係る事務処理を行う場合は、係としての事務か、市民会議の事務局としての事務かを判別し、適切に事務処理を行います。

31柳農委第52号  
令和元年5月16日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市農業委員会 会長 三小田 由勝

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成31年4月26日付け31柳監査第22号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

農業委員会

<b>指摘事項 (1) その他</b>
ア 農業委員会総会議事録について、会議規則第 13 条第 2 項の規定により会長が指名した 2 人の委員が署名押印しなければならないが、委員の署名のみで押印がない。

<b>措置等の内容</b>
1 原因 農業委員会総会の折に、前回の総会議事録に署名を求めています、押印までの認識が不十分でした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 議事録署名の委員により、押印が行われました。
3 再発防止策の内容 署名とあわせて押印を求め、確認を行います。

## 柳川市監査委員告示第12号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成31年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳消総第21号  
令和元年6月19日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次  
(消防本部総務課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年5月31日付け31柳監査第35号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。



別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 平成30年4月2日起票の電柱使用料の調定決議書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 消防長決裁後、決裁欄を確認せず、調定決議書を会計管理者へ通知するのを失念したまま簿冊に綴じ込み、そのまま保管していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、調定決議書を会計管理者に通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁欄にマーカーや付箋を貼るなど課内の複数人で確認し、再発の防止に努めます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 物品売買単価契約書の一部を変更する契約書（アポロキャップ）について、契約日が記入されていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約日の記入を確認せず、契約日の記入漏れに気づかないまま簿冊に綴じ込み、そのまま保管していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、契約書の契約日を記入しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結後に回覧するなど課内の複数人で契約書を確認し、再発の防止に努めます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
イ 平成30年度消防緊急通信指令システム保守業務委託について、契約金額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 財務規則第4条に規定する「別表第1」について、事前に総務部長の合議が必要な契約等及び合議区分をすべて把握しておらず、合議をせずに副市長による決裁としていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p>

既に相手方と契約を締結しているため、不措置です。

### 3 再発防止策の内容

財務規則第 4 条に規定する「別表第 1」を印刷しておく等、契約事務において、事前に総務部長に合議が必要な区分を常に確認できるようにし、事務処理時に確認を徹底します。

31柳教生第936号  
令和元年6月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(生涯学習課)

平成30年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年5月31日付け、31柳監査第35号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務 (公民館担当)
<p>ア 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日や利用施設名、使用目的、減免申請理由等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。（前年度指摘事項）</li> <li>・市側で記入すべき減免区分や使用料について、記入漏れや記入誤りがある。（前年度指摘事項）</li> <li>・使用料の算定を誤っている。（前年度指摘事項）</li> <li>・柳川市コミュニティ施設条例施行規則で定められた様式でないものを使用している。</li> </ul>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、確認不足により適正な事務処理を行っておりませんでした。</p> <p>事務処理をスムーズに行うために、柳川市コミュニティ施設条例施行規則で定められていない様式を使用していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料については、当該年度を経過しているため、不措置といたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>受付事務処理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p> <p>また、今後も現条例の様式で事務処理を実施いたしますが、事務処理等に不都合等が生じた場合は必要に応じて柳川市コミュニティ施設条例施行規則等の改正を検討します。</p>

指摘事項 (1) 収入事務 (古文書館)
<p>イ 古文書館資料コピー代（8月分）に係る調定決議書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>通常通りの決裁ルートで事務処理され、会計課より返却された調定決議書の押印欄の確認を充分おこなわず、会計管理者の押印がなされていなかったことに気づかずに保管していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>当該年度を経過しているため不措置。</p>

### 3 再発防止策の内容

戻りの決裁文書については、今後、決裁権者の決裁完了及び会計管理者の確認印の押印漏れが無いか再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図り再発防止に努めます。

#### 指摘事項 (1) 収入事務 (スポーツ推進係)

ウ 体育施設への飲料水自販機設置のための行政財産使用について、平成 29 年 4 月に使用許可しているが、決定した日で調定決議書が起票されていない。

##### 措置等の内容

##### 1 原因

担当者が調定決議書の作成を失念しておりました。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

当該年度を経過しているため不措置。

##### 3 再発防止策の内容

財務規則に基づき、適切な事務処理に努めます。また、担当職員、係内職員のみならず、他係の職員等によるチェック等を実施し、課内職員相互による事務処理の確認を徹底します。

#### 指摘事項 (2) 支出事務 (古文書・市史編さん・スポーツ推進)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

##### 措置等の内容

##### 1 原因

旅行命令簿への記載失念および委託団体の旅行命令簿のみに記載していたため。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

当該年度を経過しているため不措置。

##### 3 再発防止策の内容

職場内で再度、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則を確認します。また、今後は出張する職員が旅行命令書による申請を行っているか、事務処理は適切であるかを担当係長及び課長による確認の徹底を行います。

#### 指摘事項 (2) 支出事務 (公民館担当係\_両開公民館)

イ 植木剪定・処分業務の請書を平成 29 年 4 月 1 日付けで徴取しているにもかかわらず、支出負担行為書が平成 30 年 3 月 31 日に起票されている。支出負担行為書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。

##### 措置等の内容

<p>1 原因 会計課より支出負担行為書を平成29年4月1日への訂正に指示を受けていたにも関わらず、失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該支出負担行為書の訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則を遵守し内容等の再確認を徹底します。</p>
---

<p><b>指摘事項 (2) 支出事務 (文化財保護係)</b></p>
<p>ウ 上町遺跡等発掘調査費の臨時職員賃金から社会保険料への予算流用申請書に、決裁権者の押印がない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 決裁に回したものが戻ってきたため、決裁完了を確認せずそのまま保管していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 戻りの決裁文書について、決裁権者まで完了しているか再確認を行うよう、職員等へ周知徹底を図ります。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 支出事務 (生涯学習課)</b></p>
<p>エ 旅行命令書に特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているものについて、これに係る承認印がないものがある。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 承認者の決裁を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、承認者により決裁を行い対応済。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令手続きに係る事務処理について、事務規則を遵守し内容等の再確認を徹底します。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 支出事務 (スポーツ推進係)</b></p>
<p>オ 柳川市民体育館外壁等防水補修工事にかかる支出負担行為変更書が、未決裁のまま会計管理者の確認を受けず保管されている。</p>

<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 会計課へ支出負担行為変更書の提出を失念しておりました。 また、担当者が決裁完了を確認せずそのまま保管していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 戻りの決裁文書について、決裁権者の決裁完了及び会計管理者の確認印の押印漏れがないか再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務 (文化財保護係)</b>
カ 平成 29 年度鷹尾地区流鏝馬・神幸・風流継承事業補助金の補助事業実績報告に係る起案文書に決裁権者の押印がない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 決裁文書が戻ってきた際に、決裁完了を確認せずそのまま保管していたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 戻ってきた決裁文書について、決裁権者まで完了しているか再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務 (生涯学習係)</b>
キ 柳川市通学合宿事業補助金交付決定通知書について、交付決定通知書の日付 (年) を誤っているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 文書内容の確認不足により適正な事務処理を行っていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後となりますが、文書の差替えを行い対応済。</p> <p>3 再発防止策の内容 日付の再確認を行うなど事務処理を見直すにあわせ、決裁に係る事前事後の確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務 (文化財保護係、公民館担当係)</b>
ア 下記の契約の支払遅延に対する遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に

<p>関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川市文化財調査報告書第 14 集『上町遺跡Ⅱ』印刷製本</li> <li>・蒲池公民館 コピー機の保守及び消耗品等の供給に関する契約</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 確認不足により、前年度と同様にしていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。 なお、今年度については、正しい遅延利息としております。</p>

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務 (公民館担当係)</b></p>
<p>イ 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和生涯学習センター管理業務委託契約</li> <li>・三橋生涯学習センター管理業務委託契約</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 財務規則を熟知していなかったため、合議を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、総務部長への合議を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則を遵守し、合議の漏れがないよう徹底します。</p>

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務 (スポーツ推進係、文化財保護係)</b></p>
<p>ウ 下記の契約において、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行なうこととなる自動更新条項が付されている。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川市民体育館・柳川市民弓道場警備業務</li> <li>・柳川市民体育館防火対象物点検業務</li> <li>・旧戸島家住宅管理業務等委託契約書</li> <li>・旧戸島家住宅警備業務委託</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 前年度指摘事項であるにもかかわらず、契約書の内容について精査しておりませんでし</p>



た。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

当該年度を経過しているため不措置。

3 再発防止策の内容

今回、受注者と協議を行い、次年度（令和2年度）からは、自動更新条項を削除することをお互いに確認しました。

**指摘事項 (3) 契約事務（スポーツ推進係）**

エ 蒲池ゲートボール場除草業務委託について、業務実施後に日付を遡り請書を徴取している。

**措置等の内容**

1 原因

担当者が契約事務規則に基づく変更契約書作成処理を失念していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

当該年度を経過しているため不措置。

3 再発防止策の内容

契約事務規則に基づき、適切な事務処理に努めます。また、担当職員及び係内職員のみならず、他係の職員等によるチェック等、課内職員相互による事務処理の確認を徹底します。

**指摘事項 (3) 契約事務（生涯学習係、スポーツ推進係）**

オ 下記の契約について、契約書別紙1に記載すべき警備担当時間の記載がない。

- ・柳川市民体育センター警備業務
- ・柳川市民武道場警備業務
- ・むつごろうランド農林漁業体験実習館警備業務

**措置等の内容**

1 原因

担当者が契約締結の際、契約内容の記入漏れや誤記等の確認を失念しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

契約期間が終了しているため、不措置。

3 再発防止策の内容

契約書等の作成にあたっては内容の誤りや誤記等が無いかなど、担当職員及び係内職員のみならず、他係の職員等によるチェック等、課内職員相互による事務処理の際確認を徹底し、契約事務規則に基づく、適切な事務処理に努めます。

**指摘事項 (3) 契約事務（文化財保護係）**

カ 下記の契約書について、契約日の記入がない。 ・旧戸島家住宅警備業務委託
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約締結時に記入を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書等の作成にあたっては内容の誤りや誤記等が無いが、担当職員及び係内職員のみならず、他係の職員等によるチェック等、課内職員相互による事務処理の際確認を徹底し、契約事務規則に基づく、適切な事務処理に努めます。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務 (市史編さん係)</b>
キ 下記の契約書について、「(以下「甲」という。)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。 ・市史編さん係 コピー複合機 i m a g i o M P C 2802 S P F リコーパフォーマンス契約
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約書の記載事項を十分に確認していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後となりますが「甲」の記入を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の記載事項を充分確認するとともに、決裁の時に、それぞれが記載事項に漏れが無いが充分精査します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務 (古文書館)</b>
ク 柳川古文書館清掃業務について、仕様書と異なる数量で積算された見積額により決定し、契約締結している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 徴取した見積額の総額のみ注目し、内訳明細については確認が不足していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約行為に入る前に、徴取した見積書については内訳明細を含め複数名で充分確認・精査するよういたします。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務 (スポーツ推進係)</b>
<p>ケ 下記の契約について、設定権者による予定価格が設定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川市民体育館消防用設備保守点検業務</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 担当者が契約事務規則に基づく予定価格設定を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約期間が終了しているため、不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約を行う際は、契約事務規則に基づき、適切な事務処理を行っているのかを担当職員及び係内職員のみならず、他係の職員等によるチェック等、課内職員相互による事務処理の際確認を徹底し、契約事務規則に基づく、適切な事務処理に努めます。</p>

<b>指摘事項 (4) 財産管理 (生涯学習係)</b>
<p>ア 工事の現場事務所及び資材置き場設置に係る行政財産使用許可について、財務規則第135条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年5月7日～平成30年10月15日 ふれあい自然の家 (現場事務所用)</li> <li>・平成30年4月27日～平成30年10月31日 ふれあい自然の家 (現場事務所用)</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 担当者が総務部長の合議及び文書の決裁の完了を確認せずそのまま保管していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則に基づき、適切な事務処理に努めます。 また、担当職員だけでなく、係内職員、他係の職員等によるチェック等、課内職員相互による事務処理の際確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (4) 財産管理 (生涯学習係)</b>
<p>イ 工事における現場事務所設置に係る行政財産使用料について、使用料の算定が行政財産使用料条例による取扱いとされていないものがある。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 担当職員が行政財産使用料条例に基づく使用料の算定を誤っておりました。 また、確認不足により間違いに気づきませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p>

行政財産の使用期間満了及び当該年度を経過しているため不措置。

3 再発防止策の内容

許可書発行の決裁の際は、担当者や係員だけでなく、他系の職員等によるチェック等、課内職員相互による事務処理の際確認を徹底し、財務規則に基づき適正な事務処理を行っていきます。

**指摘事項 (4) 財産管理 (スポーツ推進係)**

ウ 体育施設への飲料水自販機設置のため前年度から継続して使用するものの行政財産使用許可申請書が、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに提出されていない。

**措置等の内容**

1 原因

担当者が行政財産の使用許可等について、使用者（業者）に更新手続等の確認を失念しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

当該年度を経過しているため不措置。

3 再発防止策の内容

平成 31 年度分の許可申請は既に終了しているため、令和 2 年度からは担当者から業者に申請期間や更新手続き等に再度の説明を行い、財務規則に基づいた適切な事務処理に努めます。